

# 令和5年度保育施設入所案内

案内をよくお読みいただいたうえで、  
お申し込みください。  
お申し込み後も大切に保管してください。



お問い合わせ

鴻巣市こども未来部保育課保育担当

〒365-8601 鴻巣市中央1-1

電話 541-1321 内線 2641・2642

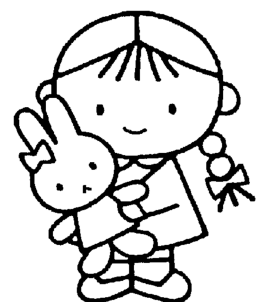
## － 目次 －

1. 主な保育・教育サービスについて	P 1
2. 保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育施設）の入所について	
1. 保育施設について	P 2
2. 保育の認定について	P 2
3. 入所までの手続きの流れ	P 5
4. 入所の申込みの受付について	P 6
5. 入所申込みに必要な書類	P 8
6. 入所申込みに関する注意事項	P 10
7. 入所の審査と選考・通知について	P 12
8. 入所予約制について	P 16
9. 広域入所について	P 16
10. 転園について	P 18
11. 利用者負担額等について	P 19
3. 保育施設紹介	
1. 保育所・認定こども園・地域型保育施設一覧	P 24
2. 保育所・認定こども園・地域型保育施設紹介	P 28
4. 幼稚園・認定こども園（教育部分）について	P 42
5. その他の保育事業について	P 43
6. よくあるお問い合わせ	P 46
7. 申請書類記入例等	P 51

☆主な保育・教育サービスについて

保育・教育のサービスにはさまざまな種類があります。対象児童や目的に応じて必要なサービスをご利用ください。

施設・サービス名	サービス概要	対象児童	利用の申し込み
保育所	就労等の理由により、保育を必要とする児童をお預かりする施設です。	0～5歳までの保育を必要とする児童。	保育課または各支所に申し込みとなります。
認定こども園	保育所部分と幼稚園部分の2つの部分を持つ施設です。利用する部分によって保育時間・申し込み先が異なります。	保育所部分…0～5歳までの保育を必要とする児童。 幼稚園部分…満3～5歳までの教育を必要とする児童。	保育所部分…保育課または各支所に申し込みとなります。 幼稚園部分…直接施設に申し込みとなります。
地域型保育施設	就労等の理由により、保育を必要とする児童を、保育所より少人数の単位でお預かりする施設です。	0～3歳未満の保育を必要とする児童。	保育課または各支所に申し込みとなります。
幼稚園	児童に教育を受けさせるための施設です。	満3～5歳までの児童。	直接施設に申し込みとなります。
その他	一時預かり	保護者の方が、短時間で断続的な仕事をしている場合や、育児の疲れの解消をしたい時などに、一時的に児童を預かります。	
	病児・病後児保育	保護者の就労等及び病気又はケガのため、病気等にかかっている児童の集団保育等が困難な場合に、適切な処遇が確保されている施設において、一時的にお預かりします。	
	子育て支援センター 子育てサロン	地域で子育て中の親子が集まって仲間作りや、育児不安について相談できる施設です。	



# 保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育施設）の入所について

## 1. 保育施設について

保育所をはじめとする保育施設は、保護者が就労等の理由により、日中保育ができない児童を保護者に代わって保育をする施設です。保育施設を利用するには保育認定（2号認定・3号認定）を受ける必要があります。集団生活に慣れさせたい等の理由ではご利用いただけません。また、ご家庭で保育することが可能になった場合には、速やかに退所しなければなりません。

## 2. 保育の認定について

「新制度の施設（新制度の幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育施設）」を利用するためには、利用施設や児童の年齢、保護者の就労状況などに応じて、市から教育・保育認定を受けている必要があります。認定されるとその認定が有効である間、認定に応じた時間・施設へ入所の申請をすることができます。

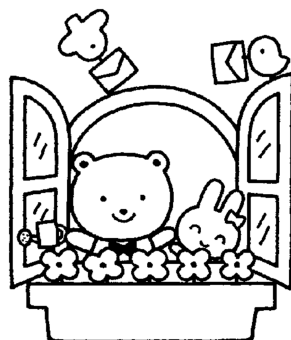
### 【3つの認定区分】

教育・保育の認定には3つの区分があり、家庭の状況や児童の年齢によって、決められた認定が支給されます。

認定区分	認定内容	利用先
《1号認定》	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園（教育部分）
《2号認定》	満3歳以上で保育を必要とする要件に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）
《3号認定》	満3歳未満で保育を必要とする要件に該当し、保育を希望する場合	保育所 地域型保育施設 認定こども園（保育部分）

※保護者が児童を保育できる場合は、2号・3号認定は受けられません。

※3号認定の児童が満3歳になった場合に2号認定へ変更となりますが、認定の変更の手続きは必要ありません。保育課で認定変更の処理をし、通知いたします。



### 【保育必要量（2号・3号のみ）】

保育認定（2号・3号）を受ける方は、保護者の就労状況等により、保育の認定区分が決まり、保育を利用できる時間が異なります。

保育必要量区分	就労等の時間数目安	利用可能な保育時間
保育標準時間	月に120時間以上	1日に最大11時間
保育短時間	月に64時間以上120時間未満	1日に最大8時間

※「保育標準時間」はフルタイムの就労を、「保育短時間」はパートタイムの就労を想定しています。

※就労時間が1か月当たり120時間以上である場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望するときは、保育短時間認定とすることができます。

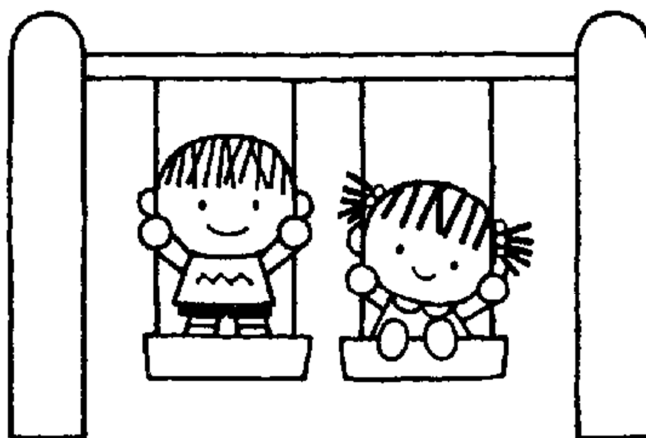
※1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合は、保育標準時間認定とすることができます。

※1日の就労時間は8時間未満だが、勤務時間帯との関係から、常態として施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合は、保育標準時間認定とすることができます。

※シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであって、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合については、保育標準時間認定とすることができます。

※就労時間が8時間に満たない場合であっても、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると認められる場合については、保育標準時間認定とすることができます。

◆施設によって保育標準時間・保育短時間で利用できる時間が異なります。  
詳しくはP27をご覧ください。



**【保育認定を受けられる基準（保育を必要とする認定事由）】**

※保護者それぞれが次の項目のいずれかの理由で保育を必要とする場合に認定を受けることが可能です。

父母等で認定期間に差がある場合は期間の短い方の認定になります。

認定事由・認定区分 標準：保育標準時間 短：保育短時間	内容	認定期間
(1) 就労 【標準・短】	家庭内・外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合および仕事をする事が決まっている場合 ※休憩・通勤時間等を除いた1ヶ月の実労が64時間以上	2号：就学前まで 3号：満3歳になるまで
(2) 妊娠・出産 【標準・短】	母親が妊娠または産後間もない状態に該当する場合	出産予定日の前6週にかかる月の初めから、出産日から8週のかかる月の末日
(3) 疾病・障がい等 【標準・短】	疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身に障がいがある場合	(1)と同様
(4) 介護・看護 【標準・短】	常時かつ長期にわたり病人や心身障がいの方（同居）を介護・看護をしている場合	(1)と同様
(5) 災害復旧 【標準・短】	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合	(1)と同様
(6) 求職活動 【短】	求職活動を継続的に行っている場合	① 入所した月初めから90日間のかかる月の末日（申請時） ② 求職中となった日から60日間のかかる月の末日まで（入所中）
(7) 就学・職業訓練 【標準・短】	1か月に64時間以上学校に在学、職業訓練を受けている場合（通信可）	2号・3号のうち下記のいずれか短い期間 ① (1)と同様 ② 卒業・訓練終了月の末日
(8) 虐待・DV 【標準・短】	児童虐待を行っている、または再び行われる恐れがある場合 家庭内暴力により保育困難と認められた場合	(1)と同様
(9) 育児休業 【短】	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童について継続利用が必要である場合	必要と認められる期間
(10) その他 【標準・短】	(1)～(9)に類するものとして市長が認める場合	(9)と同様

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなった時は、認定取り消し（退所）となります。

※認定を受けても、入所選考の結果、入所をお待ちいただく場合がございます。

### 3. 入所までの手続きの流れ

事前見学

○希望する保育所を事前に見学してあらかじめ決めておいてください。  
(見学する場合は、保育施設に連絡をしてから訪問してください。)

入所の申し込み

○入所は毎月1日付で行い、原則、月途中の入所はできません。  
○入所月に合わせた受付期間中に、保育課または川里・吹上支所福祉グループに申込書類を提出してください。  
○申込書類は保育課または川里・吹上支所福祉グループで配布、市HPに掲載しております。  
※詳しくは、入所の申し込みの受付について(P6)、入所申込みに必要な書類(P8)をご覧ください。

審査  
入所選考

○申込書類をもとに保育認定の審査を行います。必要に応じて電話等による確認を行いますのでご協力ください。  
○審査の結果、認定を受けた児童には教育・保育給付認定証が入所の可否に関わらず発送されます。  
○保育の必要性の高い児童から原則保育施設の入所定員の範囲にて入所を決定します。  
※詳しくは、入所の審査と選考・通知について(P12)をご覧ください。

入所承諾  
入所保留

○結果については郵送にて通知します。  
○入所ができなかった方には、申し込んだ月に限り入所保留通知書を発送します。引き続き保留の有効期限まで毎月入所選考を行いますので、再度申請は必要ありません。ただし、保留の有効期限が過ぎた場合は再度申請が必要となります。

入所

○入所が決定した方には、入所承諾書によりお知らせします。入所予定施設にてオリエンテーション(入所説明会)を行い、1日から入所となります。  
○ならし保育については入所予定施設で確認してください。  
○入所前に健康診断を受けていただきます。詳細は各園にお問い合わせください。

## 4. 入所の申込みの受付について

【令和5年度4月（5月）入所希望の場合】

### 【1次受付】

受付期間 令和4年11月1日（火）～ 令和4年11月11日（金）

※土曜・日曜・祝日の受付はありません。

受付時間 8時30分～17時15分

受付場所 保育課・川里支所福祉グループ・吹上支所福祉グループ

### 【2次受付】

受付期間 令和4年11月14日（月）～ 令和5年1月13日（金）

※土曜・日曜・祝日の受付はありません。

受付時間 8時30分～17時15分

受付場所 保育課・川里支所福祉グループ・吹上支所福祉グループ

### 【3次受付】

受付期間 令和5年1月16日（月）～ 令和5年2月28日（火）

※土曜・日曜・祝日の受付はありません。

受付時間 8時30分～17時15分

受付場所 保育課・川里支所福祉グループ・吹上支所福祉グループ

※申込書類に必要事項を記入のうえご提出ください。申込書類に不足がある場合や、記入漏れがある場合には受付できないことがあります。

※5月中に産育休から復帰され、5月に入所希望される方は、この時期にお申込みできます。

※誕生日が受付日以降になってしまう0歳児の申請も受付します。

※入所予約制のお申込み（1次受付期間のみ）、市外の保育施設のお申込みについての詳細は、P16をご覧ください。

**【郵送受付】** ※4月入所、年度途中入所ともに郵送での受付を行います。

郵送先 〒365-8601 鴻巣市中央1-1 鴻巣市役所こども未来部保育課あて

受付期間 4月入所、年度途中入所の受付期間をご確認ください。（当日消印有効）

※提出に必要な書類はP8、P9をご参照ください。

※提出書類に不備がある場合、再提出の期限もそれぞれの受付期間内となります。また不足書類等がある場合は利用調整の対象とならないことがありますのでご注意ください。

※郵便事故等による責任は負いかねます。簡易書留または特定記録郵便の利用をお勧めします。



【令和5年度途中入所希望の場合】

① 年度途中入所通常受付

入所月	受付期間	
5月	令和5年3月1日(水)	～ 令和5年4月5日(水)
6月	令和5年4月6日(木)	～ 令和5年5月8日(月)
7月	令和5年5月9日(火)	～ 令和5年6月5日(月)
8月	令和5年6月6日(火)	～ 令和5年7月5日(水)
9月	令和5年7月6日(木)	～ 令和5年8月7日(月)
10月	令和5年8月8日(火)	～ 令和5年9月5日(火)
11月	令和5年9月6日(水)	～ 令和5年10月5日(木)
12月	令和5年10月6日(金)	～ 令和5年11月6日(月)
1月	令和5年11月7日(火)	～ 令和5年12月5日(火)
2月	令和5年12月6日(水)	～ 令和6年1月5日(金)
3月	令和6年1月9日(火)	～ 令和6年2月5日(月)

② 産育休明け年度途中入所受付

※産育休明けの入所希望の場合は、①の受付期間に加え、下表の期間でも受付できます。

入所月	受付期間	
6月	令和5年3月1日(水)	～ 令和5年4月5日(水)
7月	令和5年4月6日(木)	～ 令和5年5月8日(月)
8月	令和5年5月9日(火)	～ 令和5年6月5日(月)
9月	令和5年6月6日(火)	～ 令和5年7月5日(水)
10月	令和5年7月6日(木)	～ 令和5年8月7日(月)
11月	令和5年8月8日(火)	～ 令和5年9月5日(火)
12月	令和5年9月6日(水)	～ 令和5年10月5日(木)
1月	令和5年10月6日(金)	～ 令和5年11月6日(月)
2月	令和5年11月7日(火)	～ 令和5年12月5日(火)
3月	令和5年12月6日(水)	～ 令和6年1月5日(金)

受付場所 保育課・川里支所福祉グループ・吹上支所福祉グループ

受付時間 8時30分～17時15分

※申込書類に必要事項を記入のうえご提出ください。申込書類に不足がある場合や、記入漏れがある場合にはお受けできないことがあります。

※産育休からの復職予定で入所希望の場合は、①②どちらでも受付できます。②の方が審査・選考が早いいため、早く結果をお伝えすることができます。

※入所月の受付期間以外での受付は行いません。

※市外の保育施設のお申し込みについての詳細は、P16をご覧ください。

## 5. 入所申込みに必要な書類

入所できる基準を満たし、保育施設の入所を希望される場合は次の書類をご提出ください。書類は全て入所申込をする児童1人につき1枚必要です(原本の提出があれば一方はコピーでも可)。

また、申込時に申請者の本人確認を行います。申請者の個人番号(マイナンバー)のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)と身元のわかるもの(運転免許証等)をそれぞれご持参ください。

郵送で申請する場合は、身元のわかるもの(運転免許証等)の写しをつけた「本人確認書類」を申請書に同封してください。(P9⑭参照)

### (1) 入所申込する全ての方が必要な書類

① 教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)

② 保育施設入所児童家庭状況表/入所希望に関する確認書

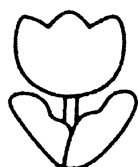
③ 保育を必要とする証明

保育を必要とする事由に該当するものをそれぞれ提出してください。

住民票の世帯によらず、生計を一とする父・母及び、同居・同一敷地内等に住む65歳未満の親族等全ての方について、P4の認定事由に該当するものをそれぞれ提出してください。

保育を必要とする事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	申立書/出産する子の母子手帳(表紙・予定日記載箇所)写し
疾病・障がい	申立書/診断書(病状と治療内容・期間が分かるもの)
介護・看護	申立書/同居する対象者の診断書(病状と治療内容・期間が分かるもの)
災害復旧	申立書/証明書 等
求職活動	就労確約書
就学・職業訓練	申立書/学生証/時間割の写し
虐待・DV	申立書/証明書 等

④ 利用申込に関する重要事項の同意書



(2) 該当する場合に必要な書類

該当する事由	必要書類
① 令和4年1月1日時点で鴻巣市に住 民票がなく、令和5年度4月～8月 の入所希望の場合	令和4年度市民税課税証明書または令和4年度市民 税非課税証明書等の市民税課税額が分かるもの ※保護者（父母）それぞれの分が必要です。
② 令和5年1月1日時点で鴻巣市に住 民票がなく、令和5年度9月～3月 の入所希望の場合	令和5年度市民税課税証明書または令和5年度市民 税非課税証明書等の市民税課税額が分かるもの ※保護者（父母）それぞれの分が必要です。
③ ひとり親世帯の場合	ひとり親世帯であることを証する書類 ※戸籍謄本や児童扶養手当証書の写しまたはひとり 親家庭等医療費受給者証の写し等
④ 離婚調停中の場合	離婚調停中であることを証する書類
⑤ 一時預かり・認可外保育施設等を利用 中の場合	一時預かり・認可外保育等利用証明書 ※直近2か月以内の利用が分かるものに限る ※入所前に育休から復職し、認可外施設等を利用する 方はご相談ください。
⑥ 世帯員に障害者手帳を持っている方 がいる場合	その方の障害者手帳の写し
⑦ 申請児童が療育を受けている場合	療育手帳の写し
⑧ 特別児童扶養手当を受給している	特別児童扶養手当受給者証の写し
⑨ 生活保護世帯	生活保護受給者証の写し
⑩ 保護者（父母）が海外在住の場合	必要とする年の源泉徴収票または給与支払証明書 ※用意できない場合はご相談ください。
⑪ 里親またはファミリーホームの児童	里親委託証明書等
⑫ 生計中心者の失業の場合	前職の離職票、申立書
⑬ 入所予約をする場合	育児休業明け保育所入所予約申込書
⑭ 郵送で申請する場合	本人確認書類（身元のわかるものの写しを添付）

※申請に必要な書類のうち、教育・保育給付認定申請書（兼入所申込書兼保育児童台帳）、  
保育施設入所児童家庭状況表／入所希望に関する確認書、就労証明書、申立書、就労確約  
書、利用申込に関する重要事項の同意書、一時預かり・認可外保育利用証明書、育児休業  
明け保育所入所予約申込書は保育課所定の様式でご準備ください。

※保育課所定の様式は、保育課・川里支所福祉グループ・吹上支所福祉グループにあります。  
また、市のホームページからダウンロードできます。

※令和4年度市民税課税証明書または令和4年度市民税非課税証明書は令和4年1月1日  
時点で住民票があった市区町村にて発行されます。

※令和5年度市民税課税証明書または令和5年度市民税非課税証明書は令和5年1月1日  
時点で住民票があった市区町村にて発行されます。

## 6. 入所申込みに関する注意事項

### (1) 入所するクラスと年齢について

入所するクラスは令和5年4月1日時点の年齢を基準として決まります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラスに変更はありません。

#### 【令和5年度保育利用年齢早見表】

クラス年齢	生年月日
0歳	令和 4 (2022)年4月2日 ~
1歳	令和 3 (2021)年4月2日 ~ 令和 4 (2022)年4月1日
2歳	令和 2 (2020)年4月2日 ~ 令和 3 (2021)年4月1日
3歳	平成31 (2019)年4月2日 ~ 令和 2 (2020)年4月1日
4歳	平成30 (2018)年4月2日 ~ 平成31 (2019)年4月1日
5歳	平成29 (2017)年4月2日 ~ 平成30 (2018)年4月1日

### (2) 保育施設の見学について

希望する施設は、なるべく事前に見学をしてから決めてください。見学を希望する場合は、保育施設に連絡をしてから訪問してください。また、日常的な医療行為を必要とする児童の入所については、保育課に事前にご相談ください。

### (3) 0歳児の入所について

各保育施設には、0歳児が入所できる月齢が決められており、入所を希望する月初めにその月齢に達していないと入所することができません。

各保育施設の月齢についてはP25をご覧ください。

### (4) 希望施設の記入について

入所希望施設は複数記入することができますが、全て埋める必要はありません。記入した希望施設は、希望順位を考慮しながら入所の調整を行います。入所が承諾となった際に通うことのできる保育施設のみをご記入ください。

### (5) 産育休明けで申込みの場合

産休、育休明けで入所希望の方は、年度途中通常受付よりも早く申込みが可能です。通常よりも1か月早く審査し、結果をお伝えすることができます。各入所月の受付期間についてはP6~7をご覧ください。

また、入所申込みの条件として、入所日が属する月中に仕事に復帰していただく必要があります。入所承諾となった場合でも、復帰できなかった場合には、入所を取り消させていただきます。

(6) 入所申込み後の申込み事項の変更について

保育施設の入所申込み後、次の事項に該当する場合には保育課で手続きが必要となります。手続きを行わない場合、変更が適用されず、申込みが無効となることがありますので、必ず手続きをしてください。

なお、変更内容の適用は、手続き完了後の次の入所調整からとなります。

① 入所を希望する施設等に変更・追加がある場合

「入所（転園）希望施設等変更申出書」にて変更内容を届出ください。

② 申込みを取り下げたい場合

「保育施設入所（転園）申請取下届」にて申請取り下げの手続きを行ってください。この手続きにより、年度内の入所選考の対象外となります。年度内に再度入所希望する場合は、新たに申込書類を提出していただきます。なお、保育の必要性の認定は、有効期間内である限り引き続き効果を有します。

③ 家庭状況等に変更がある場合

「教育・保育給付認定変更申請書兼申請内容変更届出書」にて変更内容を届出ください。変更内容によっては別途書類が必要になります。また、保育認定や利用調整基準が変更となる場合があります。

届出が必要な事項の例：就職した、退職した、育児休業から復職した、転職した等

(7) ならし保育について

ならし保育は、入所月以降に行っていただきます。そのため、月初めに職場に復帰する場合は、ならし保育を実施できない場合があります。

ならし保育の有無については、見学をした際に施設に確認してください。

(8) 就労証明書について

就労証明書の不備が多いため、提出予定の方は以下の点を再度ご確認ください。

① 就労証明書の有効期限は申請日時点で発行日から3ヶ月です。

② 記入すべき項目に記入漏れはありませんか。

※雇用期間、就労実績、育児休業の取得、保護者記入欄の記入漏れが多いです。

③ 育児休業からの復職を理由に申し込む場合は、入所希望月に復職可能か会社へ確認をさせていただく場合があります。

④ 内定で提出した方で、就労が決まった場合は、再度就労証明書を提出してください。

(9) 育児休業中の申請における注意点について

入所希望月の申請はそれぞれの受付期間中に行ってください。受付期間をさかのぼっての申請は受理できませんので、ご注意ください。また不承諾通知を出すための申請は受け付けておりません。入所申請を受け付けた場合は入所希望があるものとし、希望施設に空きがあればその施設で入所調整を行います。

## 7. 入所の審査と選考・通知について

入所の選考・調整は各入所月の申込締切日以降から行います。選考・調整は、鴻巣市の利用調整に関する基準（P 13～15）に基づいて行います。申込みの順序は関係ありません。児童の保育の必要量を点数化し、点数が高い児童ほど保育の必要性和が高いと判断します。この結果をもとに当月の施設利用の優先順位を算定し、入所者を決定します。そのため、保育の認定を受けたとしても、必ず入所できるわけではありません。

### （1）選考結果の通知について

○令和5年4月入所（産育休明け復帰の方で5月入所）

→1次受付申請分：令和4年12月下旬ごろ（予定）

2次受付申請分：令和5年2月中旬ごろ（予定）

3次受付申請分：令和5年3月20日ごろ（予定）

○令和5年度途中入所

→入所希望月の締切日が属する月の20日ごろ（予定）

○通知書類

入所できる方：教育・保育給付認定証・入所承諾証等

入所できなかった方：教育・保育給付認定証・入所保留通知書等

### （2）入所できなかった方について

入所できなかった場合には、入所保留となります。今年度中は、保留の有効期限内である場合は、翌月以降も提出いただいた申込書類で引き続き入所選考を行ってまいりますので、再度申込みの必要はありません。ただし、有効期限以降も入所を希望する場合は、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

また、翌月以降の結果の通知に関しては、希望保育施設に欠員が生じる等の理由により、入所が決定した場合のみ入所月の前月20日頃に通知いたします。引き続き入所保留となる場合には、通知書の発送はありません。

申込みを取り下げたい場合は「保育施設入所（転園）申請取下届」にて、取り下げたい月の入所申込締切日までに、申請取り下げの手続きを行ってください

### （3）4月入所の1次受付、2次受付で入所承諾となった施設を変更したい場合

1次受付、2次受付で4月入所（5月産育休明け入所）が承諾となった施設を変更したい場合に限り、同じ入所月での再度の申請を受け付けます。

・受付期間：2次受付期間、3次受付期間

・申請書類：転園申請書

・受付場所：鴻巣市役所保育課、吹上・川里支所福祉グループ

※なお、3次受付の審査までで変更希望先の施設が入所承諾とならない場合は、先に入所承諾となっている施設で4月（産育休明けの5月）入所を承諾とします。

## 利用調整に関する基準

基本指数（別表第1）

事由	保護者が保育を必要とする理由		指数	
			父	母
就労・就学	月20日以上又は週5日以上	(1) 月160時間以上又は1日8時間以上	30	30
		(2) 月120時間以上160時間未満又は1日6時間以上8時間未満	27	27
		(3) 月80時間以上120時間未満又は1日4時間以上6時間未満	24	24
	月16日以上又は週4日以上	(1) 月128時間以上又は1日8時間以上	27	27
		(2) 月96時間以上128時間未満又は1日6時間以上8時間未満	24	24
		(3) 月64時間以上96時間未満又は1日4時間以上6時間未満	21	21
	月12日以上又は週3日以上	(1) 月96時間以上又は1日8時間以上	18	18
		(2) 月72時間以上96時間未満又は1日6時間以上8時間未満	15	15
	その他	月64時間以上	12	12
求職活動	求職活動をしている場合		6	6
妊娠・出産	産前・産後の期間保育を必要とする場合		—	27
疾病・障害	疾病	(1) おおむね1か月以上の入院	30	30
		(2) 自宅療養で常に病臥している場合	30	30
		(3) 通院加療を行い常に安静が必要で保育が困難	24	24
		(4) 前3号に掲げるもののほか、通院加療を行い、保育が困難	18	18
	障害	(1) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級	30	30
		(2) 身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	24	24
(3) 前2号に掲げるもの以外		15	15	
介護・看護	(1) 重度の障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級）又は疾病等による寝たきりの者を常時介護・看護している場合		30	30
	(2) 前号に掲げるもの以外		18	18
災害・復旧	火災等による家屋の破損復旧その他災害復旧に従事している場合		30	30
虐待・DV	虐待、DV等のおそれがある場合その他社会的養護が必要な状態にある場合		75	75

## 調整指数（別表第2）

類型	細目	適用	指数	
			父	母
家庭の状況	ひとり親世帯等	(1) 離婚等によるひとり親世帯（18歳以上の同居者なし。）（転園申請を除く。）	54	
		(2) 離婚等によるひとり親世帯（18歳以上の同居者あり。）（転園申請を除く。）	48	
		(3) 離婚調停中により別居のため片親が養育している場合（18歳以上の同居者なし。）（転園申請を除く。）	45	
		(4) 離婚調停中により別居のため片親が養育している場合（18歳以上の同居者あり。）（転園申請を除く。）	39	
		(5) 離婚等又は離婚調停中により片親が養育している場合の転園申請（離婚前提等の別居のため父又は母の保育を必要とする証明書類の提出ができない場合の転園申請を除く。）	30	
		(6) 離婚前提等の別居のため父又は母の保育を必要とする証明書類の提出ができない場合	27	
		(7) 前各号以外の理由により片親が養育している場合	1	
	社会的弱者	(1) 生活保護受給世帯	15	
		(2) 生計中心者の失業（自発的な失業を除く。）	20	
	祖父母等	養育可能な祖父母等（65歳未満）と同居している場合	-1	
	滞納	入所児又は卒園児の利用者負担（保育料）等を滞納している場合（分割納付者で計画通り納付している場合を除く。）	-60	
保護者の状況	復職	(1) 産前産後休暇、育児休業又は介護休暇を終えた復職（転園申請を除く。）	3	
		(2) 最初の利用調整の基準日において、育児休業又は介護休暇中であり、育児休業又は介護休暇の延長ができず、入所希望日の前日までに復職し、復職後認可外保育施設を利用予定の場合（転園申請を除く。）	3	
	勤務内定等	勤務内定又は就学予定の場合	-1	-1
	自営業	配偶者、祖父母等の親族が営む自営業に勤務中又は内定	-1	-1
	妊娠・出産	医師から切迫早産等により安静が必要と診断書が出ている場合	-	6
	保育士	市内保育施設に保育従事者（保育士又は看護師・准看護師資格を所持する場合に限る。）として勤務中又は勤務内定（転園申請を除く。）	10	10
育児休業の延長	育児休業の延長を許容できる場合	-60		



	保育の必要性	別表第1に規定する事由の2以上に該当する場合	1
児童の状況	兄弟姉妹	(1) 兄弟姉妹同時申請（転園申請及び認定替申請を除く。）	1
		(2) 兄弟姉妹が既に入所している保育施設が希望施設に含まれる申請（転園申請を除く。）	2
		(3) 兄弟姉妹が既に入所している保育施設が希望施設に含まれない申請（転園申請を除く。）	1
	障害児	集団保育が可能かつ必要な場合	1
	認可外等で保育	直近2か月以内に認可外保育施設等の継続的な利用がある場合又は継続的な利用が見込まれる場合（育児休業中の利用を除く。）	3
	再入園	育児休業取得により退園した児童が、再度入園申込みをする場合	5
	内定辞退	年度内に入所内定を辞退したことがある場合	-10
	転園	(1) 市内施設から市内施設への転園申請の場合（兄弟姉妹が同一の保育施設を利用するために行われる転園申請である場合及び地域型保育施設に在籍している場合を除く。）	-5
		(2) 兄弟姉妹の利用している保育施設のみを希望する転園申請の場合	2
(3) 兄弟姉妹の利用している保育施設を第1希望とし、卒園後の受け皿として当該施設と連携している施設を第2希望とする、地域型保育施設を卒園する児童に係る転園申請の場合		2	
広域入所	広域入所	市外在住者（転入予定者を除く。）	-30
	転園	転入予定で前住所地において認可保育施設に在籍している場合	3
その他	緊急性	要保護児童の申請である場合その他緊急性を有する場合	100

同一指数の順位表（別表第3）

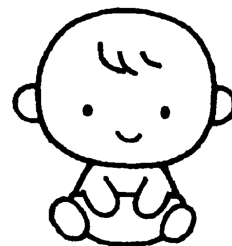
順位	項目
1	市内在住であるもの
2	ひとり親世帯であるもの
3	保育施設の希望順位が高いもの
4	未就学児の子ども的人数が多いもの
5	義務教育以下の子ども的人数が多いもの
6	単身赴任中で片親が養育しているもの
7	祖父母とも不存在又は県外に在住であるもの
8	世帯の市民税所得割額の合算額が低いもの

## 8. 入所予約制について

入所予約制で保育所等の入所を希望する場合の申請を年度当初入所（1次受付）で受け付けます。以下をご確認の上、お申込ください。

- (1) 対象者：鴻巣市に住民登録されていて、育児休業を取得し、児童の1歳に達する日の属する月の初日から翌月の初日までの間に職場復帰をする保護者
- (2) 対象児童：当該年度に0歳児クラスに入所する児童
- (3) 実施施設：

施設名	予約枠
全ての公立保育所	定員まで
めぐみの木こども園	1人
ゆめのはなこども園	1人
保育室風の街	1人
たかいたかい保育園	定員まで



※入所予約制で入所できる人数は予約枠までとなります。

- (4) 受付期間：令和4年11月1日（火）～ 令和4年11月11日（金）  
※出生前の児童も受付いたします。お申込の際は保育課にご相談ください。
- (5) 必要書類：申請に必要な書類、育児休業明け保育所入所予約申込書
- (6) 注意事項：児童が1歳に達する月の初日からその翌月の初日の間に復職が可能か会社に確認してからお申し込みください。

## 9. 広域入所について

- (1) 鴻巣市にお住まいで市外の保育施設をご希望の場合

鴻巣市外の保育施設を利用したい場合、入所の申込みは鴻巣市で受け付けます。申込みに必要な書類は鴻巣市の様式で準備し、申請してください（P8～9参照）。なお、申請の際は以下の点にご注意のうえ、お申込みください。

- ① 市区町村により申込みできる要件が異なります。事前に利用したい施設のある市区町村に申込みが可能か確認してください。
- ② 申込みの締切日は市区町村によって異なります。こちらで申込書類を受付した後、希望保育施設のある市区町村に送付・申込みしますので、締切日をご確認のうえ、期日に余裕を持ってお申込みください。
- ③ 鴻巣市の申込みに必要な書類のほかに、お申込みする市区町村によって別途書類が必要となる場合があります。必ず事前にご確認ください。

- ④ 入所の可否については、申込み先の市区町村が決定します。申し込んだ市区町村から鴻巣市に結果が届き、それを受けて保護者様に結果を通知します。そのため、通知が遅くなる場合がありますのでご了承ください。
- ⑤ 申込み後、鴻巣市から転出した場合、鴻巣市からの申込みは自動的に取り下げとなります。そのため、転出先の市区町村にて、再度保育の申込みを行う必要があります。申込みをしなかった場合は、入所が決定していたとしても取消しとなる場合がありますので、ご注意ください。
- ⑥ 入所が決定となった場合の入所期間は年度末までです。翌年度も継続利用を希望する場合は再度申請が必要になります。申請の時期が来ましたら保育課より連絡します。なお、継続申請の際も再度審査となり、場合によっては継続できないことがあります。

## (2) 鴻巣市外にお住まいで鴻巣市の保育施設をご希望の場合

鴻巣市外にお住まいの場合は、次の要件のいずれかを満たしていない限り、受付することができません。

- ① 鴻巣市に転入する（住民票を異動する）予定の場合
- ② 鴻巣市内に保護者の勤務先がある場合
- ③ 鴻巣市内に祖父母が在住している場合

※鴻巣市内で求職活動をするを理由とする申請は受付できません。

なお、申込み先は現在住民票のある市区町村となります。原則鴻巣市外にお住まいの方の申込みは鴻巣市ではお受けできませんのでご注意ください。また、必要書類・保育の認定事由等が鴻巣市と異なる場合がありますので、お住まいの市区町村にご確認ください（申込書類はお住まいの市区町村の書類となります）。

お住まいの市区町村の必要書類のほかに以下の書類が必要です。

- ・ 令和5年度4月～8月の入所希望の場合  
→ 令和4年度市民税課税（非課税）証明書等の市民税課税額が分かるもの  
※保護者（父母）それぞれの分が必要です。
- ・ 令和5年度9月～3月の入所希望の場合  
→ 令和5年度市民税課税（非課税）証明書等の市民税課税額が分かるもの  
※保護者（父母）それぞれの分が必要です。
- ・ 転入に関する誓約書（転入予定の場合のみ）

※注意：転入誓約書を提出し、入所が決定となった場合は、転入を予定している月の月末までに、鴻巣市に転入し住民票の異動手続き及び鴻巣市における保育施設入所手続きを行ってください（手続きができなかった場合には、入所が取り消しとなる場合があります。）

## 10. 転園について

入所後、別の施設への転園を希望する場合は、転園申請書の提出が必要になります。転園申請は年度内に一度に限り受付をします。

### ○転園申請受付期間

入所月	受付期間	
5月	令和5年3月1日(水)	～ 令和5年4月5日(水)
6月	令和5年4月6日(木)	～ 令和5年5月8日(月)
7月	令和5年5月9日(火)	～ 令和5年6月5日(月)
8月	令和5年6月6日(火)	～ 令和5年7月5日(水)
9月	令和5年7月6日(木)	～ 令和5年8月7日(月)
10月	令和5年8月8日(火)	～ 令和5年9月5日(火)
11月	令和5年9月6日(水)	～ 令和5年10月5日(木)
12月	令和5年10月6日(金)	～ 令和5年11月6日(月)
1月	令和5年11月7日(火)	～ 令和5年12月5日(火)
2月	令和5年12月6日(水)	～ 令和6年1月5日(金)
3月	令和6年1月9日(火)	～ 令和6年2月5日(月)

#### 〈注意事項〉

- ・転園申請書裏面の重要事項をよくお読みください。
- ・もとの施設では転園により空きが出た分を入所選考で補充していますので、転園決定後はいかなる理由があっても、もとの施設に引き続き在籍することはできません。転園しない場合は退所となります。
- ・転園先の保育園で改めてならし保育が必要になる場合がありますので、ご注意ください。
- ・転園申請は、申請を取り下げない限り引き続き選考を行います。転園を取り下げの場合は、転園を取り下げを希望する月の申請締切日までに、「保育施設入所(転園)申請取下届」をご提出ください。
- ・育児休業中で転園決定後も復職を伴わない転園申請は原則受け付けておりません。育児休業中も保育施設の利用継続を認めているのは、児童の保育の環境を変えないことの配慮であるため、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 11. 利用者負担額等について

### 1. 幼児教育・保育の無償化について

3歳クラス以上の児童の保育料は無料です。ただし、給食費（主食費及び副食費（一部免除となる場合あり））は世帯の負担となります。

### 2. 保育料について

2歳児クラス以下の保育料は、施設区分に関わらず鴻巣市利用者負担額表に基づき決定します。（P22参照）

※保護者等が非課税で、市民税の根拠となる年間収入金額が93万円未満の場合は、同居祖父母等の家計の主宰者の市民税額を合算して算定します。

※保護者等の市民税が未申告等で不明の場合には、鴻巣市利用者負担額表における最高の階層区分で決定します。

### 3. 利用者負担額（保育料、副食費）を算定するための市民税額について

4月から8月までは令和4年度市民税額より算出し、9月から3月までは令和5年度市民税額より算出します。

（1）4～8月入所希望で令和4年1月1日に鴻巣市に住民票がない方

→ 保護者等の令和4年度市民税課税証明書または令和4年度市民税非課税証明書等の市民税課税額が分かるものを提出してください。

市民税課税証明書・非課税証明書は令和4年1月1日に住民票があった市区町村にて発行されます。

（2）9月以降の入所希望で令和5年1月1日に鴻巣市に住民票がない方

→ 保護者等の令和5年度市民税課税証明書または令和5年度市民税非課税証明書等の市民税課税額が分かるものを提出してください。

市民税課税証明書・非課税証明書は令和5年1月1日に住民票があった市区町村にて発行されます。

**注意：利用者負担額（保育料）の決定には非課税の方も証明書の提出が必要です。**

### 4. 保育料の改定について

毎年9月が保育料の切り替えの時期となります。9月分以降の利用者負担額の決定には、令和5年度の市民税額により算定をします。保育料は令和5年4月1日を基準日とした年齢により算出しており、入所中に誕生日をむかえても、入所時の年齢のままとなり、利用者負担額（保育料）の算出年齢も同様となります。

そのため、満3歳になった年度中の保育料は3号認定の保育料のままとなり、翌年度から無料（2号認定の保育料）となります。

上記の条件に該当する利用者の方（2歳児クラスに在籍し翌年3歳児クラスに在籍）のみ、4月に保育料の見直しが行われます。

**！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。**



## 5. 保育料の軽減について（2歳児クラス以下対象）

### ①要保護者等の軽減制度

保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が、要保護者等の要件（ひとり親、身体障害者手帳等を所持など）に該当し、さらに以下のいずれかに該当する場合

ア 市民税額の課税額が均等割額のみの場合

【軽減額】 免除

イ 市町村民税所得割額が77,101円未満の場合

【軽減額】 第1子…半額 第2子以降…免除

### ②多子世帯の軽減制度

ア 保育所や幼稚園等を利用している児童が2人以上いる場合

【軽減額】 保育所や幼稚園等を利用している児童を上から順に数えて  
2人目…半額 3人目以降…免除

イ 市町村民税所得割額が57,700円未満の場合

【軽減額】 第2子…半額 第3子以降…免除

### ③鴻巣市多子世帯保育料軽減事業 ※別途申請が必要となります。

第3子以降の場合 【軽減額】 全額免除

## 6. 寡婦控除のみなし適用について

法律上の婚姻歴のないひとり親世帯に対し、利用者負担額（保育料）算定時に寡婦控除のみなし適用を行っています。のみなし適用を受けるには別途申請が必要となります。

## 7. 給食費について（P28～30参照）

給食費は主食費（ごはん、麺、パン等）と副食費（おかず、おやつ等）に分け、保育施設を利用する世帯にご負担いただいております。副食費については、世帯により免除となる場合があります。

### （1）主食費

3歳児クラス以上の児童の全世帯に施設によって異なる費用額をご負担いただきます。

## (2) 副食費

### ① 2歳児クラス以下の児童の場合

費用額は月額保育料内に含まれております。

### ② 3歳児クラス以上の児童の場合

施設によって異なる費用額をご負担いただきます。ただし、市民税所得割額57,700円未満世帯(要保護世帯においては77,101円未満世帯)及び小学校就学前の児童で数え第3子以降児童の場合は、免除となります。

## 8. 時間外保育料について

各保育施設で設定している保育標準時間または保育短時間を超えた時間を利用した場合は、時間外保育料がかかります。時間外保育料は施設によって異なります。(P28～31参照)

## 9. 利用者負担額等の支払方法について

### (1) 保育料

① 公立・民間保育所の保育料の支払いは原則口座振替で、引き落とし日は、毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。入所決定者には口座振替依頼書を承諾通知に同封しますので、取扱い金融機関で振替口座の手続きをお願いします。

② 認定こども園・地域型保育は施設に直接納付になるため、保育料の支払い方法・支払いは施設により異なります。

※利用者負担額は、毎月1日現在で在籍している方にその月分を納めていただきます。

※利用辞退、退所の手続きをしないと、1日も保育施設の利用がなくてもその月分の利用者負担額を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

### (2) 保育料以外(給食費、時間外保育料等)

支払い方法・支払いは施設により異なります。

## 10. 注意事項

(1) 保育料の算出根拠である保護者の市民税額が未申告等により不明の場合には、利用者負担額表における最高の階層区分で決定します。

(2) 当該年度の市民税が未申告等により不明の場合には、副食費は減免の対象になりません。

(3) 保育料等の変更は年度を超えての適用を行いません。税の異動等の保育料等の算定に関わる変更があった場合は、必ず年度内に申し出てください。

(4) 保育料の決定にあたっては、市町村民税の所得割額について、配当控除/外国税控除/住宅取得控除/寄付金控除(ふるさと納税)等の控除の適用はありません。(住宅等を購入された方はご注意ください。)

保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)				
階層 区分	定 義		2号認定		3号認定		
			3歳以上		3歳未満		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0	0	
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C	当該年度分の市町村民税が均等割の額のみの世帯		0	0	6,900	6,700	
D	1	当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円未満	0	0	7,800	7,600
	2		15,000円以上35,000円未満	0	0	8,900	8,700
	3		35,000円以上56,000円未満	0	0	9,900	9,700
	4		56,000円以上64,800円未満	0	0	11,300	11,100
	5		64,800円以上74,400円未満	0	0	13,400	13,100
	6		74,400円以上97,000円未満	0	0	16,900	16,600
	7		97,000円以上114,000円未満	0	0	22,600	22,200
	8		114,000円以上134,400円未満	0	0	29,300	28,800
	9		134,400円以上154,800円未満	0	0	36,000	35,300
	10		154,800円以上169,000円未満	0	0	41,000	40,300
	11		169,000円以上194,100円未満	0	0	44,000	43,200
	12		194,100円以上214,500円未満	0	0	48,000	47,100
	13		214,500円以上273,100円未満	0	0	51,000	50,100
	14		273,100円以上333,100円未満	0	0	53,000	52,000
	15		333,100円以上	0	0	55,000	54,000

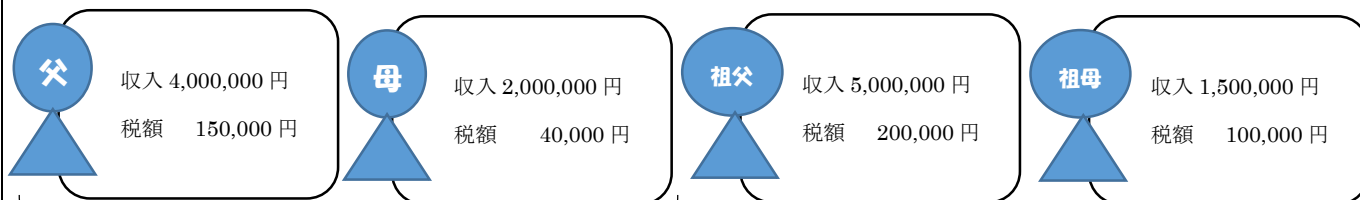


## 保育料算定の具体例

【算定対象の例】 ※税額＝市民税所得割額

- ・世帯構成：父、母、兄（小3）、入所児（1歳）、祖父、祖母
- ・保育標準時間での認定

### ① 父母それぞれに収入がある場合

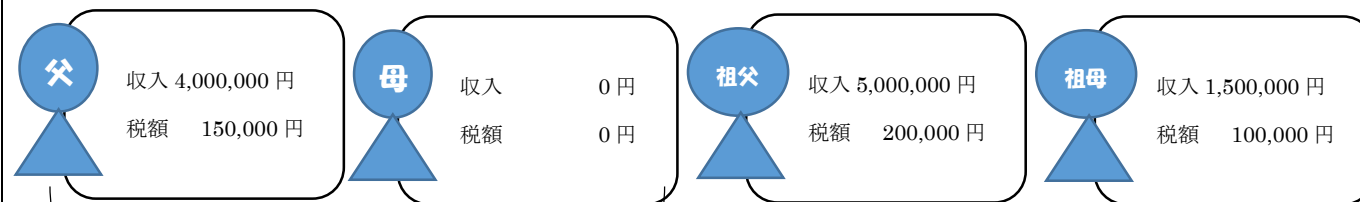


⇒ 父母それぞれの税額の合計で階層判定を行います。

$$(\text{父の課税額}) 150,000\text{円} + (\text{母の課税額}) 40,000\text{円} = 190,000\text{円}$$

$$\text{判定結果：D11階層} = 44,000\text{円}$$

### ② 父のみ課税対象となる収入がある場合

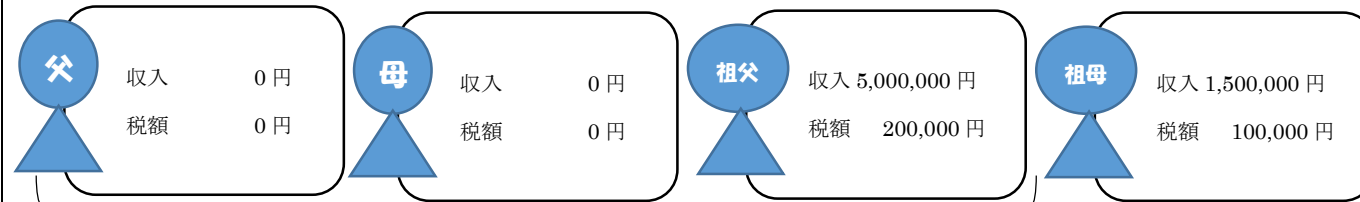


⇒ 母は収入が非課税の場合でも、保護者である父が課税者であるため、父母のみが算定対象になります。

$$(\text{父の課税額}) 150,000\text{円} + (\text{母の課税額}) 0\text{円} = 150,000\text{円}$$

$$\text{判定結果：D9階層} = 36,000\text{円}$$

### ③ 父母以外のものが算定に加わる場合



⇒ 父母ともに収入が93万円未満の場合は、家計の主宰者の祖父も算定対象になります。

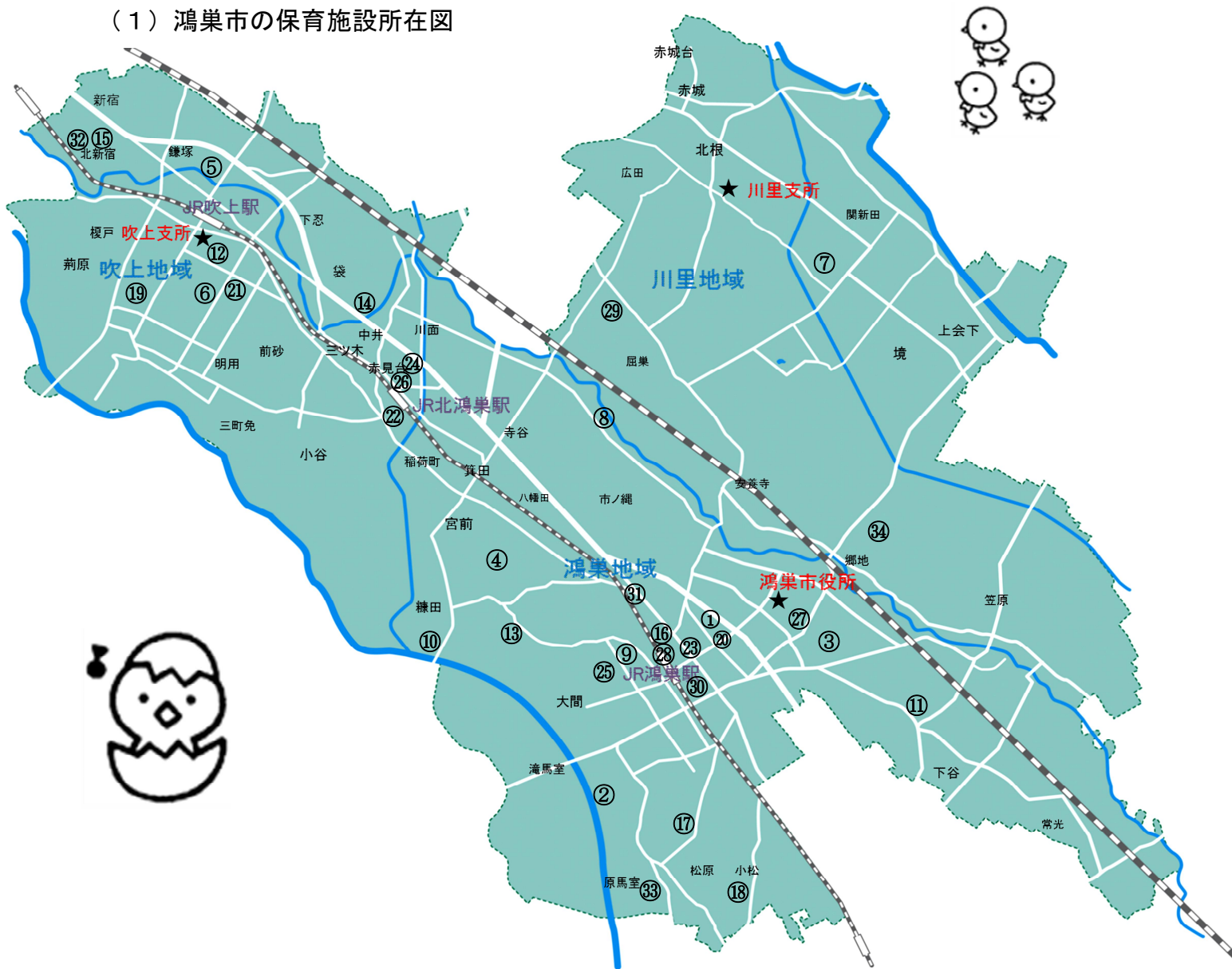
$$(\text{父母の課税額}) 0\text{円} + (\text{祖父の課税額}) 200,000\text{円} = 200,000\text{円}$$

$$\text{判定結果：D12階層} = 48,000\text{円}$$

※父と母の収入の合算が93万円以上の場合は父母のみで保育料を算定します。

## ～保育施設紹介～

(1) 鴻巣市の保育施設所在図



- ①鴻巣保育所 ②馬室保育所 ③生出塚保育所 ④登戸保育所 ⑤鎌塚保育所 ⑥吹上富士見保育所  
 ⑦川里ひまわり保育園 ⑧寺谷保育園 ⑨まごやま保育園 ⑩どんぐり保育園 ⑪ひかりっこ保育園  
 ⑫中央たんぽぽ保育園 ⑬どんぐりっこ保育園 ⑭ふくろうの森保育園 ⑮なのはな保育園  
 ⑯エンゼル幼稚園 ⑰めくみの木こども園 ⑱ゆめのはなこども園 ⑲大芦こども園  
 ⑳鴻巣英和こども園 ㉑保育室風の街 ㉒きずなっこ保育園 ㉓カインド・ナーサリー鴻巣本町園  
 ㉔カインド・ナーサリー北鴻巣園 ㉕保育所まなびい ㉖めくもりのおうち保育北鴻巣園  
 ㉗ことね保育園 ㉘LITTLE ANGEL ㉙保育所まなびい川里園 ㉚みらいの木保育園  
 ㉛あおぞら保育 ㉜きずなっこガーデンナーサリー ㉝たかいたかい保育園 ㉞元気キッズ

## (2) 保育施設一覧

	保育施設名	所在地	電話	定員	対象年齢
公立保育所	鴻巣保育所	東 1-8-7	048-542-5353	120名	生後2ヶ月から5歳児
	馬室保育所	滝馬室 1152-1	048-542-2697	100名	生後5ヶ月から5歳児
	生出塚保育所	生出塚 2-7-1	048-542-8280	100名	生後5ヶ月から5歳児
	登戸保育所	登戸 612	048-597-1622	100名	生後5ヶ月から5歳児
	鎌塚保育所	鎌塚 2-11-33	048-548-0227	120名	生後8ヶ月から5歳児
	吹上富士見保育所	吹上富士見 4-8-18	048-548-1803	100名	生後8ヶ月から5歳児
	川里ひまわり保育園	関新田 1261-1	048-569-0002	190名	生後2ヶ月から5歳児
私立保育所	寺谷保育園	寺谷 335-1	048-596-5471	120名	生後2ヶ月から5歳児
	まごやま保育園	栄町 7-24	048-542-5002	90名	生後2ヶ月から5歳児
	どんぐり保育園	糠田 1531-2	048-596-8317	70名	生後2ヶ月から5歳児
	ひかりっこ保育園	上谷 1950-1	048-541-3506	70名	生後2ヶ月から5歳児
	中央たんぽぽ保育園	吹上富士見 1-14-25	048-548-1271	80名	生後8ヶ月から5歳児
	どんぐりっこ保育園	糠田 2801	048-501-8285	50名	生後2ヶ月から5歳児
	ふくろうの森保育園	袋 917-9	048-579-5933	90名	生後56日から5歳児
	なのはな保育園	北新宿 928	048-594-6365	90名	生後2ヶ月から5歳児
認定こども園	エンゼル幼稚園	加美 1-2-34	048-541-1677	110名	生後6ヶ月から5歳児
	めぐみの木こども園	原馬室 4113	048-541-0878	126名	生後3ヶ月から5歳児
	ゆめのはなこども園	原馬室 3747	048-542-1158	69名	生後3ヶ月から5歳児
	大芦こども園	大芦 1616-2	048-548-2365	78名	生後7ヶ月から5歳児
	鴻巣英和こども園	東 1-1-27	048-542-1500	36名	1歳児 から5歳児
地域型保育	保育室風の街	吹上富士見 3-1-1	048-547-2941	12名	生後5ヶ月から2歳児
	きずなっこ保育園	すみれ野 15-1	048-598-3647	19名	生後6ヶ月から2歳児
	カインド・ナーサリー鴻巣本町園	本町 2-2-3	048-577-6993	19名	生後6ヶ月から2歳児
	カインド・ナーサリー北鴻巣園	赤見台 2-17-14	048-501-2630	19名	生後6ヶ月から2歳児
	保育所まなびい	大間 532-1	048-514-0866	9名	生後5ヶ月から2歳児
	ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園	赤見台 1-12	048-578-8848	12名	生後6ヶ月から2歳児
	ことね保育園	中央 20-28	048-501-2471	19名	生後5ヶ月から2歳児
	LITTLE ANGEL	本町 1-1-3 エルミ鴻巣2号館4階	048-544-0001	18名	生後6ヶ月から2歳児
	保育所まなびい 川里園	屈巢 2976-1	048-577-6226	19名	生後5ヶ月から2歳児
	みらいの木保育園	鴻巣市本町 5-6-14	048-540-8800	19名	生後3ヶ月から2歳児
	あおぞら保育園	神明 1-3-37	048-594-9022	12名	生後6ヶ月から2歳児
	きずなっこガーデンナーサリー	北新宿 1230-2	048-598-6208	19名	生後6ヶ月から2歳児
	たかいたかい保育園	原馬室 2825	048-541-7283	12名	生後3ヶ月から2歳児
	元気キッズ	郷地 1746-1	048-540-6699	5名	生後11ヶ月から2歳児

※地域型保育施設は、2歳児クラスまでとなります。卒園後はP38～41に記載のある各施設の「卒園後の受け皿」となっている施設に入所できます。

(3)各保育施設の開所時間について

保育施設名	開所時間			備考
	月～金	土	日・祝日	
公立保育所7園	7:00～19:00	7:00～19:00		土曜日は生出塚・登戸保育所での実施になります。 ※他の公立保育所在籍の児童も利用できます。
寺谷保育園	7:00～19:00	7:00～18:00		
まごやま保育園	7:00～19:00	7:00～18:00		
どんぐり保育園	7:00～19:00	7:00～18:00		土曜日はどんぐりっこ保育園で実施することがあります。
ひかりっこ保育園	7:00～19:00	7:00～19:00		
中央たんぽぽ保育園	7:00～19:00	7:00～18:00		
どんぐりっこ保育園	7:00～19:00	7:00～18:00		土曜日はどんぐり保育園で実施することがあります。
ふくろうの森保育園	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00	
なのはな保育園	7:00～20:00	7:00～20:00		
エンゼル幼稚園	7:00～19:00	7:00～18:00		
めぐみの木こども園	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00	
ゆめのはなこども園	7:00～19:00	7:00～19:00		土曜日はめぐみの木こども園での実施になります。
大芦こども園	7:00～19:00	7:00～18:00		
鴻巣英和こども園	7:30～18:30	7:30～18:30		
保育室風の街	7:00～19:00	7:00～19:00		
きずなっこ保育園	7:00～19:00	7:00～19:00		
カインド・ナーサリー鴻巣本町園	7:00～19:00	7:00～19:00		
カインド・ナーサリー北鴻巣園	7:00～19:00	7:00～19:00		
保育所まなびい	7:00～19:00	7:00～19:00		土曜日は保育所まなびい川里園での実施になります。
めくもりのおうち保育 北鴻巣園	7:30～19:30	7:30～19:30		
ことね保育園	7:00～19:00	7:00～19:00		
LITTLE ANGEL	7:00～19:00	7:00～18:00		土曜日はエンゼル幼稚園での実施になります。
保育所まなびい 川里園	7:00～19:00	7:00～19:00		
みらいの木保育園	7:00～19:00	7:00～19:00		土曜日はめぐみの木こども園での実施になります。
あおぞら保育園	7:00～19:00	7:30～18:30		
きずなっこガーデンナーサリー	7:00～19:00	7:00～19:00		
たかいたかい保育園	7:00～18:00	7:00～18:00		
元気キッズ	7:00～19:00	7:00～19:00	7:00～18:00	

※日・祝日が斜線の施設は、日・祝日の保育を実施していません。

※休日保育事業についてはP45をご覧ください。

(4) 各施設の認定区分による保育時間について

保育施設名	保育標準時間	保育短時間
各公立保育所	7:30~18:30	全施設共通 8:30~16:30
鴻巣英和こども園		
保育室風の街		
きずなっこ保育園		
保育所まなびい		
保育所まなびい 川里園		
あおぞら保育園		
きずなっこガーデンナーサリー		
元気キッズ		
各私立保育所		
各認定こども園 (鴻巣英和こども園除く)		
カインド・ナーサリー鴻巣本町園		
カインド・ナーサリー北鴻巣園		
ことね保育園		
LITTLE ANGEL		
みらいの木保育園		
たかいたかい保育園		
ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園	8:00~19:00	

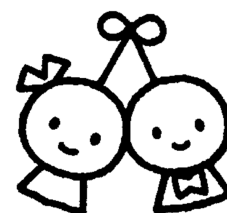
※施設開所時間中であっても、認定区分による保育時間を超えた利用については時間外保育料がかかります。時間外保育は、原則保護者の勤務等に応じて実施しています。時間外保育を利用するためには、入所決定後、各施設へ申請が必要になりますので、時間外保育が必要な方は、入所する施設にお申し出ください。なお、時間外保育料は各施設により異なりますので、施設にお問い合わせください。

※0歳児の土曜・時間外保育につきましては、必ず保育施設にご相談ください。

※お子さんが施設の生活に慣れるまでのならし保育については、保育施設にご相談ください。

(5) 利用時間について

保育認定が就労の場合、各施設の利用時間は、原則勤務時間+通勤時間となります。勤務終了後はすみやかにお迎えをお願いします。また、勤務がお休みの場合は、ご家庭で保育をお願いします。また、そのほかの事由による保育認定の場合につきましても、各認定区分における保育時間内で、保育を必要とする時間のご利用をお願いします。



～保育施設紹介～

よくあるお問い合わせをまとめました。

下表は、令和4年10月1日現在の内容です。そのため、今後の社会情勢等の変化や物価高騰等の影響により、給食費などは変更になる可能性がございますので、ご了承ください。

\*午睡用の掛布団は、季節に応じて毛布やタオルケットのご用意をお願いします。

\*0～2歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。

\*ご質問等がございましたら保育施設へお問い合わせください。

	保育施設名	駐車場	おむつの用意は？ 使用後は？	午睡用布団は 何を用意？	3歳児以上の 給食費は？	時間外保育 利用料は？	保育料、給食費、 時間外保育以外の実費は？
公立 保 育 所	鴻巣保育所	○	必要（紙） 施設で処理	ベッドパッド タオルケット	主食費 1000 円 副食費 4500 円	月額利用 30分ごと 1800 円 （標準認定のみ）  一時利用 10分 50 円	保護者会費、スポーツ 振興保険、
	馬室保育所	○					
	生出塚保育所	○					
	登戸保育所	○					
	鎌塚保育所	○					
	吹上富士見保育所	○					
	川里ひまわり保育園	○					

【令和4年10月1日現在】



	保育施設名	駐車場	おむつの用意は？ 使用後は？	午睡用布団は 何を用意？	3歳児以上の 給食費は？	時間外保育 利用料は？	保育料、給食 費、時間外保育 以外の実費は？
私 立 保 育 所	寺谷保育園	○	必要（紙） 施設で処理	敷・掛布団 タオルケット	主食費 1200円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 10分 100円	カラー帽子 絵本代 保護者会費
	まごやま保育園	○	必要（布） 持ち帰り	敷布団 パッド タオルケット	主食費 1200円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 15分 100円	カラー帽子代、 各種行事費用（遠足、 お泊り保育など）、保 護者会費
	どんぐり保育園	○	必要（0歳児の み布おむつ・お むつカバー） 持ち帰り	綿（敷・掛布団、 タオルケット）	主食費 1500円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 15分 100円	保護者会費、 絵本代（希望者）
	ひかりっこ保育園	○	必要 持ち帰り	敷・掛布団 毛布 タオルケット	主食費 1500円 副食費 5000円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 15分 100円	父母会費、 保存水代、 年中長積立金
	中央たんぼぼ保育園	○	必要（紙） 持ち帰り	敷布団 タオルケット	主食費 1900円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 一時利用 30分 200円	カラー帽子、運動着 等、教材、絵本代、保 険代など
	どんぐりっこ保育園	○	必要（0歳児の み布おむつ・お むつカバー） 持ち帰り	綿（敷・掛布団、 タオルケット）	主食費 1500円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 15分 100円	保護者会費、 絵本代（希望者）
	ふくろうの森保育園	○	必要（紙） 施設で処理	タオルケット バスタオル （敷用）	主食費 1500円 副食費 5000円	月額利用 1時間 5000円 一時利用 200円～ （利用時間による）	カラー帽子、体操着、 スモック、出席ブッ ク、お便りケース、連 絡帳、連絡帳用バイ ンダー、名札、ICカ ード
	なのはな保育園	○	必要（紙） 施設で処理	タオルケット	主食費 1500円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 15分 150円	帽子、保険代、連絡帳 代、敷布団パッド代、 登降園カード代、名 札代、お便りケース 代

【令和4年10月1日現在】

	保育施設名	駐車場	おむつの用意は？ 使用後は？	午睡用布団は 何を用意？	3歳児以上の 給食費は？	時間外保育 利用料は？	保育料、給食 費、時間外保育 以外の実費は？
認定 こども 園	エンゼル幼稚園	○	必要（紙） 施設で処理	敷布団 毛布 タオルケット	主食費 1500円 副食費 5200円	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 30分 200円	用品代（制服、体操 着等）、スポーツ振 興保険、 教材代、絵本代
	めぐみの木こども園	○	必要（紙） 施設で処理	バスタオル 2枚	主食費 1540円 副食費 4500円	一時利用 30分 ～18時 200円 18時～ 100円	保育用品、 絵本代、保険代
	ゆめのはなこども園	○	必要（紙） 施設で処理	バスタオル 2枚	主食費 1540円 副食費 4500円	一時利用 30分 ～18時 200円 18時～ 100円	保育用品、 絵本代、保険代
	大芦こども園	○	必要 施設で処理	敷布団 タオルケット 毛布	主食費 1500円 副食費 4500円	月額利用 30分 1800円 月額利用 60分 3600円 一時利用 15分 100円	カラー帽子、 教材、制服（3歳児 以上）、 保護者会費
	鴻巣英和こども園	○	必要（紙） 施設で処理	敷パッド タオルケット	主食費 1200円 副食費 4500円	一時利用 10分 100円	保育用品、絵本代 保険代、保護者会費

	保育施設名	駐車場	おむつの用意は？ 使用後は？	午睡用布団は 何を用意？	時間外保育 利用料は？	保育料、給食 費、時間外保育 以外の実費は？	備考
地 域 型 保 育	保育室風の街	○	必要（紙） 施設で処理	敷布団 タオルケット	月額利用 30分 1800円 一時利用 10分 50円	お絵かき帳等個人 使用物、 外出時の必要経費	
	きすなっこ保育園	○	必要（紙） 施設で処理	敷布団 タオルケット	一時利用 10分 100円～	帽子代、連絡帳代等	
	カインド・ナーサリー 鴻巣本町園	○	必要（紙） 持ち帰り	敷パッド タオルケット	一時利用 10分 100円	カラー帽子、 保険代、連絡帳代、 施設維持費、教材費	

【令和4年10月1日現在】



	保育施設名	駐車場	おむつの 用意は？ 使用後は？	午睡用布団は 何を用意？	時間外保育 利用料は？	保育料、給食 費、時間外保育 以外の実費は？	備 考
地 域 型 保 育	カインド・ナーサリー 北鴻巣園	○	必要（紙） 持ち帰り	敷きタオル タオルケット ひざ掛け毛布	一時利用 10分 100円	カラー帽子、 連絡帳、保険代、教 材費、施設維持費	
	保育所まなびい	○	必要（紙） 施設で処理	防水敷パッド タオルケット 毛布	月額利用 30分ごと 1800円 一時利用 10分 100円	カラー帽子、 名札、保険代	
	ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園	—	不要 施設で処理	タオルケット	一時利用 10分 50円	なし	施設近くのタイム ズ駐車場利用 (20分無料)
	ことね保育園	○	必要（紙） 施設で処理	タオルケット	月額利用30分 1800円 月額利用1時間 3600円 一時利用 30分 300円	帽子、保険代、連絡 帳代、登降園カード 代、名札代、お便り ケース代	
	LITTLE ANGEL	※	必要（紙） 施設で処理	敷布団 毛布 タオルケット	月額利用 30分 1800円 月額利用 1時間 3600円 一時利用 30分 200円	用品代(体操着等)、 スポーツ振興保険、 教材費	※エルミこうのす 駐車場を利用 (1時間無料)
	保育所まなびい 川里園	○	必要（紙） 施設で処理	防水敷パッド タオルケット 毛布	月額利用 30分ごと 1800円 一時利用 10分 100円	カラー帽子、 名札、保険代	
	みらいの木保育園	○	必要（紙） 施設で処理	バスタオル 2枚	一時利用 30分 ～18時 200円 18時～ 100円	保育用品、 絵本代、 保険代	
	あおぞら保育園	○	必要 持ち帰り	敷パッド タオルケットなど	一時利用 10分 100円	絵本代、保険代等	
	きすなっこ ガーデンナーサリー	○	必要（紙） 施設で処理	敷布団 タオルケット	一時利用 10分 100円～	帽子代、連絡帳代等	
	たかいたかい保育園	○	必要（紙、布） 持ち帰り	敷布団、毛布、 掛布団、 タオルケット	一時利用5分 70円（短） 一時利用5分 200円	連絡帳、 連絡帳袋、写真	
	元気キッズ	○	必要 施設で処理	専用敷パッド タオルケット ブランケット	月額利用 30分ごと 1800円 一時利用 10分 50円	専用敷パッド(希望者) 絵本代(希望者) ビニール袋(忘れた方用)	専用駐車場のほか に、施設内の駐車場 へ駐車可能

【令和4年10月1日現在】

## ～ 公 立 保 育 所 紹 介 ～

### 鴻巣保育所（昭和 46.6.1 開設）

設置者：鴻巣市 電話：048-542-5353

住所：鴻巣市東 1-8-7 定員：120 名

施設構造：非木造 敷地面積：1,707 m<sup>2</sup>

保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける

鴻巣駅東口より 500m、国道 17 号を裏手に交通の便の良いところに位置しています。近くには児童センターや陸上競技場をはじめとする公共施設や児童公園があり、文化的な環境に恵まれています。園舎は平成 5 年 4 月に改築された鉄筋コンクリート 2 階建、冷暖房完備（一部床暖房完備）で屋上にプールがあります。戸外遊びや散歩を通して子ども同士のかかわり合いを深め、安定したリズムで生活できる雰囲気作りに力をいれています。また、すべての人・物への出会いを大切に、豊かな感性と思いやりの気持ちが育つよう保育しています。

### 馬室保育所（昭和 49.4.1 開設）

設置者：鴻巣市 電話：048-542-2697

住所：鴻巣市滝馬室 1152-1 定員：100 名

施設構造：非木造 敷地面積：1,331 m<sup>2</sup>

保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける

鴻巣駅西口より南西へ 1.8km に位置し、園舎は平成 12 年 4 月に改築された、鉄筋コンクリート 2 階建ての保育所です。全室冷暖房完備（一部床暖房）で、屋上にプールがあります。広いグラウンドでは全身を使って走ったり、自然に囲まれながら、四季折々の遊びを楽しんだりすることができます。桜やポピーのお花見、ザリガニ釣りや虫取り、中でも大間土手の芝すべりは子どもたちも大好きな遊びです。隣接する氷川神社で行われる伝統行事を通して、地域の方々との交流も育まれています。木々に囲まれた静かな環境の中で、のびのびとした心のあたたかい子どもたちに育つよう保育しています。

### 生出塚保育所（昭和 51.4.1 開設）

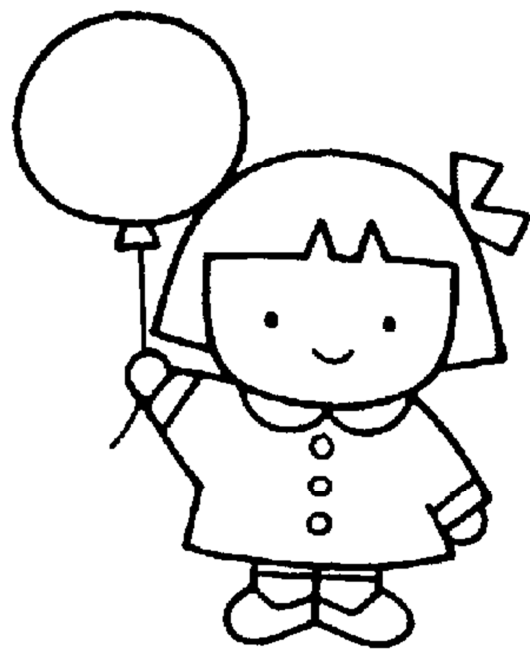
設置者：鴻巣市 電話：048-542-8280

住所：鴻巣市生出塚 2-7-1 定員：100 名

施設構造：非木造 敷地面積：2,523 m<sup>2</sup>

保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける

鴻巣駅東口より南東へ 2 km、生出塚団地内にあり、近くには市役所、保健センターなどの公共施設があります。平成 14 年 4 月に改築された鉄筋コンクリート 2 階建、冷暖房完備（一部床暖房）された太陽の光がたくさん入る明るい園舎で子ども達は、毎日元気に過ごしています。近くには公園が多く、草花摘み、虫探し、セミ採り、どんぐり拾いと自然の中での遊びを楽しんでいます。子ども達一人ひとりの個性を大切に、日々安心して遊べる環境を作り経験を広げ、たくましく育てたいと願って保育しています。また一時保育や子育て支援センターがあり、子育ての手助けを行っています。



## ～ 公 立 保 育 所 紹 介 ～

<p><b>登戸保育所（平成 10.4.1 開設）</b>  <b>設置者：鴻巣市 電話：048-597-1622</b>  <b>住所：鴻巣市登戸 612 定員：100 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：2,242 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>北鴻巣駅より南 1.5 km の所、鴻巣市の西方に位置し、周囲に田んぼが広がる田園地帯にあります。園舎は平成 10 年 4 月に新築された鉄筋コンクリート 2 階建、冷暖房完備（0 及び 1 歳児は床暖房もあり）屋上にはプールを設置しています。四季おりおりの田園風景を眺めながらのお散歩、また近くの土手では虫取りや草花摘みを存分に楽しむことができ、自然に親しみながら、健康で子どもらしい子に育つよう保育しています。</p> </div>	<p><b>鎌塚保育所（昭和 50.4.1 開設）</b>  <b>設置者：鴻巣市 電話：048-548-0227</b>  <b>住所：鴻巣市鎌塚 2-11-33 定員：120 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：1,699 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>吹上駅北口より 800 m、国道 17 号裏手の静かな環境に位置し、春には前方を流れる元荒川の桜を楽しめます。園舎は、昭和 50 年に建設・平成 8 年に全面改装し、全室冷暖房（床暖房）完備です。「よく遊び・よく食べ・よく眠る」心身共にたくましい子を目標に、個性を大切にすきめ細やかな保育を心がけています。園庭にある小さな畑では、年長さんを中心に野菜を栽培し、子どもたちの食に対する興味も広がっています。園庭開放・育児相談を実施、地域の親子の交流の場もあります。</p> </div>
<p><b>吹上富士見保育所（昭和 57.4.1 開設）</b>  <b>設置者：鴻巣市 電話：048-548-1803</b>  <b>住所：鴻巣市吹上富士見 4-8-18 定員：100 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：1,695 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>吹上駅南口より南へ 1 km、静かな吹上団地内に位置し、荒川の土手まで田畑が広がり遠くには富士山が望めます。園庭には大きな桜の木があり、春には綺麗な花を楽しめます。秋にはコスモスアリーナの向こうに見事な秋桜が咲き、年間をとおして虫や草花に触れる自然豊かな環境の中でのびのびと保育を行っています。</p> <p>人間形成の基礎である乳幼児期の育ちを大切にし、一人ひとりの育ちを大事に見守りながら“生きる力”を身につける手助けを心がけています。よく笑い、たくさん食べてたくさん遊べる子どもの姿を願いながら、日々の保育に励んでいます。</p> </div>	<p><b>川里ひまわり保育園（平成 14.4.1 開設）</b>  <b>設置者：鴻巣市 電話：048-569-0002</b>  <b>住所：鴻巣市関新田 1261-1 定員：190 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：14,012 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・丈夫な体づくり ・自主性を育む ・社会性を身に付ける</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>川里図書館・保健センターに隣接しており、周囲には田畑が広がり自然豊かな環境に位置しています。採光のよい園舎は日当たり良好。広々とした敷地には大櫓を中心に園庭があり、子ども達が元気の良い声が響きます。野菜の栽培・夏のプール遊び・秋にはどんぐり拾いなど四季を感じながら生き生きと生活することで、子ども達のたくましいからだに豊かな心をつくっていく手助けができればと考えています。一時保育事業を行うとともに子育て支援センターも併設され、入園している子ども達だけでなく地域の子育て支援にも力を入れており、たくさんの人が集う保育園を目指しています。</p> </div>

## ～ 私 立 保 育 所 紹 介 ～

### 寺谷保育園（昭和 29.12.1 開設）

設置者：（福）成恵福祉会 電話：048-596-5471

住所：鴻巣市寺谷 335-1 定員：120名

施設構造：非木造 敷地面積：4,955㎡

1952年（昭和27年）開園

保育目標：生きる力の基礎を育む（適切な言葉・やさしい心・たくましい身体・自然環境との共存）

花の町鴻巣の拠点地区を通るフラワーロードに面し、近くではシクラメン・パンジー等四季折々の花々が栽培されています。

夏季の猛暑対策に備えた採光と通気性を考慮した園舎は耐震強化され平成24年度に建て替え、また「子育て支援センター」も併設されており、地域に開かれた保育を目指しています。恵まれた自然の中で子どもたちが共に育ち合い、個性豊かに楽しい園生活を過ごす事が出来るよう保育しています。園庭のほかに、一周80メートルのトラックをもつ専用グラウンドもあり、運動会等もここでを行います。

### どんぐり保育園（平成 13.4.1 開設）

設置者：（福）どんぐり会 電話：048-596-8317

住所：鴻巣市糠田 1531-2 定員：70名

施設構造：木造 敷地面積：4,059㎡

保育目標：・心身ともに健康で明るい子ども・自分で考え判断し、勇気をもって行動できる子ども・美しいものに感動できる子ども・思いやりのある子ども

大間土手や糠田グラウンドが目の前にあり、四季折々恵まれた自然環境の中で生活しています。園舎は木造、床は檜で風通しと日当たりの良い環境のもと障がいのある子ども健常児も共に育ち合い、感性豊かに生き生きと、一人一人が大切にされ、楽しい生活を保障したいと考えています。園外保育や手作り給食・おやつへのこだわりは、無認可時代から父母と一緒に作り上げてきた財産です。人間として育つための土台を作ること、子ども自らの意欲を大切にすることを基本に据え、そのために職員間の学びを大切にしています。

### まごやま保育園（昭和 49.4.1 開設）

設置者：（福）東雄福祉会 電話：048-542-5002

住所：鴻巣市栄町 7-24 定員：90名

施設構造：非木造 敷地面積：3,431㎡

保育目標：～遊ぼう、自然の中で～自然のなかでの遊びを通して、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添い、人とのかわり合いを大切にしたい保育を実践しています。

鴻巣駅西口徒歩8分。広々とした園庭には大木が何本もあり四季を通じて自然と親しむことが出来ます。木々の間の木製大型アスレチックや泥山が子どもたちの楽しい遊び場になっています。菜園での野菜作り、果実の収穫や伝承あそびの他、年間行事を通してたくさんの体験をしながら、子ども同士のつながりを深め、たくましさと、やさしい心を育てたいと日々保育しています。当園の食への姿勢は県からも評価をいただき、第1回「埼玉県食の安心大賞」を受賞しました。さらに、豊かな感性を育て、親子のふれ合いも大切にしたいと、まごやま文庫を開き、毎週絵本の貸し出しをしています。

### ひかりっこ保育園（平成 17.4.1 開設）

設置者：（学）大塚学園 電話：048-541-3506

住所：鴻巣市上谷 1950-1 定員：70名

施設構造：木造 敷地面積：1,340㎡

保育目標：生まれながらに持っている自ら育とうとする力を支え、励まし、援助し人間の子としての育ちを保障する。

水や土や木々など本物の自然を意図的に作り出してきました。赤ちゃんの時から本物の自然に触れて遊ぶ事は人間の土台を創る学習になります。興味、探求心、意欲は自然の中で育まれます。子どもは誰もが素敵になりたいと思っています。子どもは自ら育とうとする力を持っているので、その力を信じて共鳴しようと努力するのがひかりっこ保育園です。大人の指示や命令を極力少なくし、子どもの感じる力、考える力、交わる力、そして前向きな姿勢を信じて、手をかけ、目をかけ、愛して大切に育てます。食べて遊んで寝てという当たり前の生活を安心して送れるよう気を配るのもひかりっこ保育園の仕事です。

## ～ 私 立 保 育 所 紹 介 ～

<p><b>中央たんぼぼ保育園（平成 19.4.1 開設）</b>  <b>設置者：（学）吹上学園 電話：048-548-1271</b>  <b>住所：鴻巣市吹上富士見 1-14-25 定員：80 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：2,115 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・主体的でたくましい子・遊ぶこと働くことが好きな子・身体が強く感受性豊かな子・集団を大切に</b>  <b>し集団の力を実感できる子</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>吹上駅南口より徒歩 5 分、小学校・中学校・生涯学習センターなど公共施設がある文教地域に位置しています。「明るく元気に生き生きと」の教育目標のもと、21 世紀を担う子ども達を育ててきた吹上中央幼稚園に併設して、幼稚園保育園一体化施設として平成 19 年に開設しました。子育て支援の拠点として、親と保育者が手を携え、かけがえのない子ども達が、心・知・体バランスよく健全に成長していくことを願い、一人ひとりの子どもが心を開き自己のもてる力を充分に発揮できるよう、平常の保育をきめ細かく大切にしています。「目配り・気配り・心配り」の保育を目指します。</p> </div>	<p><b>どんぐりっこ保育園（平成 24.9.1 開設）</b>  <b>設置者：（福）どんぐり会 電話：048-501-8285</b>  <b>住所：鴻巣市糠田 2801 定員：50 名</b>  <b>施設構造：木造 敷地面積：1,289 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・心身ともに健康で明るい子ども・自分で考え判断し勇気をもって行動する子ども・豊かな感性とやさしさ思いやりのある子ども・美しいものに感動する子ども</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>田間宮小学校の北西約 250m、糠田グラウンドや大間土手にもほど近い、自然豊かな場所に開園しました。大きな木をそのまま残し、姉妹園のどんぐり保育園同様、広い園庭、ヒノキの床、日当たり、風通し、自園菜園など自然の中で十分感性を磨き、土、水、太陽を教材に、一人ひとりが大切にされ、また、全国から取り寄せた安全な食材を使った、すべて手作りの食事やおやつを提供しています。人間形成の基礎が作られるといわれる乳幼児期に必要な保育を、保護者とともに手をたずさえ、子どもにとって良い環境を常に考え、取り組んでいます。見学・育児相談随時応じます。</p> </div>
<p><b>ふくろうの森保育園（平成 30.4.1 開設）</b>  <b>設置者：（福）おひさま会 電話：048-579-5933</b>  <b>住所：鴻巣市袋 917-9 定員：90 名</b>  <b>施設構造：非木造 敷地面積：2,502 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：～こんな子どもになってほしくて～</b>  <b>心身ともに健康で、心やさしく、やりたいことを考えながら実行でき、人と関わる力を持った子ども</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本園では、大きく変化する社会へ対応出来る人材となる「人格形成の基礎」を培う乳幼児期に、日常の充実した生活体験を『子ども自らが生活を創り出す!!』事を目的とし、日々の保育を行っています。その為に、保育者が一方的に活動を提示し、誘導するのではなく、子どもの思いや願いを大切に、子ども自身の『深い学び』『対話的な学び』『主体的な学び』を実現していく為の様々な仕掛けを行い、子どもと保育者・保護者が一体となり“共感”し合いながら、<b>子どもの声、つぶやきや表情、しぐさから やりたいこと、やってみたいことを一緒に発見して楽しむ事</b>を目指して保育を行っています。</p> </div>	<p><b>なのはな保育園（令和 3.4.1 開設）</b>  <b>設置者：（株）NEXIL 定員：90 名</b>  <b>住所：鴻巣市北新宿 928</b>  <b>電話：048-594-6365</b>  <b>施設構造：木造 敷地面積：2,430 m<sup>2</sup></b>  <b>保育目標：・心豊かに生きる力を身につける子ども ・夢や憧れを持つ子ども ・人を好きになる子ども</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>なのはな保育園は令和 3 年 4 月に開園しました。地域に愛される保育園をモットーに、子どもたち・保護者様と共に成長、様々な事に挑戦し、質の高い保育サービスを実現していきます。地域に根付き、地域の人たちと手を取り合い、地域の成長に貢献していきたいと思っております。愛情に満ちた環境で、子ども・保護者様に寄り添い様々な事を共有して共に成長していける園を目指します。          姉妹園：ことね保育園（鴻巣市中央 20-28）          なのはな学童保育室併設（定員 40 人）</p> </div>

～ 認 定 こ ど も 園 紹 介 ～

認定こども園エンゼル幼稚園（平成 27.4.1 開設）  
 設置者：(学) 鴻ノ巣学園 電話：048-541-1677  
 住所：鴻巣市加美 1-2-34 定員：110 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：2,265 m<sup>2</sup>  
 保育目標：1.「健康」明るく元気に満ちた子ども  
 2.「積極」何事にも自分で力いっぱい取り組む子ども  
 3.「協調」友だちと仲良く遊び思いやりの心がわかる子ども

幼稚園と保育所の要素を併せ持ち、皆様のニーズにお応えできる幼保連携型認定こども園です。

鴻巣駅東口に近く閑静な住宅街に位置する当園は、教育環境にも恵まれています。人間性豊かで心身共に健やかな幼児の育成をめざし、愛情あふれる保育をしてみります。

就学までの期間、保護者の皆様と共に喜び・笑い・時に悩みを共有しながら、お子様の成長を見守り、地域に必要とされる“こども園”でありたいと考え、日々努めています。

めぐみの木こども園（平成 28.4.1 開設）  
 設置者：(学) 愛和学園 電話：048-541-0878  
 住所：鴻巣市原馬室 4113 定員：126 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：2,847 m<sup>2</sup>  
 保育目標：かけがえのないひとりのかけがえのない個性を尊重する保育を行っています。

0 歳児のお子様から就学前の年長児まで小さな芽生えをみつめ、一人ひとりの育ちをささえ大切に培っています。保育園と幼稚園の機能を融合させた保育をすすめ、スクールバスの利用など子育てサービスも行っています。何よりも私たちは、かけがえのない一人ひとりの個性を大切に、お子様の今日の歩みがゆたかな未来につながることを願い、努力しています。また、臨床心理士（外部アドバイザー）による子育て相談など、地域の子育て支援も行っています。

ゆめのはなこども園（平成 28.4.1 開設）  
 設置者：(学) 愛和学園 電話：048-542-1158  
 住所：鴻巣市原馬室 3747 定員：69 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：2,181 m<sup>2</sup>  
 保育目標：かけがえのない可能性のつぼみを大切にする保育を行っています。

私たちは一人ひとりのお子様の HOME（家）でありたいと願ってきました。この思いはそのままに、鴻巣松原幼稚園とゆめのもり保育園が1つとなり、28 年 4 月より認定こども園として生まれ変わりました。静かな田園地域にあり広い園庭のもと、少数定員の園として、一人ひとりのお子様伸び伸びとし、行きとどいた保育を行っています。保育園の子育てサービスと幼稚園が行っている幼児教育が一つとなった認定こども園として、一人ひとりの個性を尊重し、可能性の芽を伸ばし、成長を見守り、支えています。お子様はもちろんご家族の皆様にも、微笑んでもらえるように・・・。

大芦こども園（平成 29.4.1 開設）  
 設置者：(学) 秋池学園 電話：048-548-2365  
 住所：鴻巣市大芦 1616-2 定員：78 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：2,375 m<sup>2</sup>  
 保育目標：「元気」よく真剣に「本気」に取組み「根気」よく最後まで頑張れる子を育てる事を目標とする

昭和 40 年に大芦幼稚園を開園。昭和 51 年に学校法人秋池学園大芦幼稚園として法人化  
 平成 19 年に大芦保育園を併設。平成 29 年に幼稚園と保育園を統合し認定こども園大芦こども園を開園。県道「行田・東松山線」沿いに位置し近隣にはパノラマ公園や荒川コスモス街道があり四季を通じて豊かな自然環境の中で、出会う様々な事象に対して興味や関心を深め、感動し、発見し、自ら考える力を高め、子どもの夢を育み、園生活を通して生きる力を身に付けられるように 0 歳から 2 歳は保育を 3 歳から 5 歳は教育を主に行っています。

## ～ 認 定 こ と も 園 紹 介 ～

鴻巣英和こども園（令和4.9.1 開設）

設置者：（宗）日本基督教団鴻巣教会 定員：36名

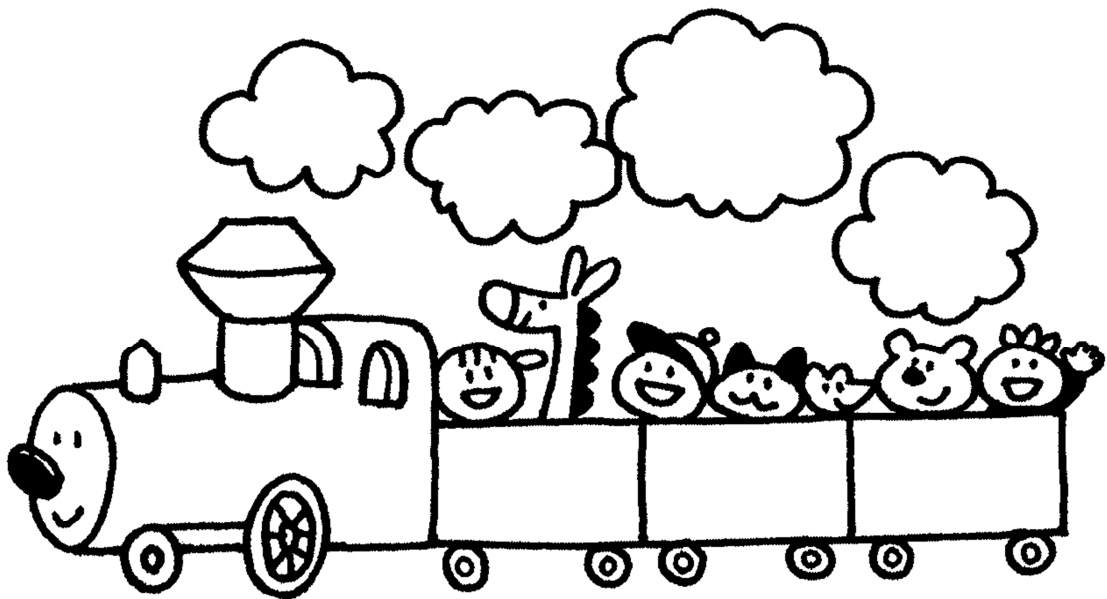
住所：鴻巣市東 1-1-27 電話：048-542-1500

施設構造：木造 敷地面積：931㎡

保育目標：子ども一人ひとりが自分らしく輝けるように、遊びの中で豊かな想像力を培い、子どもの思い・考えを大切にする。

1947年、市内最初の幼稚園として開園し、日本キリスト教団鴻巣教会の付属園として、キリスト教保育（少人数・自由保育）を行います。

クラスの枠を超え、子どもの成育に必要な援助と、子どもの学びを大切にします。保育者は子どもたち、保護者の方たちに寄り添い、共に生き、共に成長することに心がけます。鴻巣駅から徒歩10分ほどの位置にあり、地域の皆様・小中学校・高等学校とも連携を図りながら、子どもたちの成長を支えています。



## ～ 地域型保育紹介（小規模保育 A 型）～

保育室風の街（平成 28.4.1 開設）  
 設置者：（福）一粒 電話：048-547-2941  
 住所：鴻巣市吹上富士見 3-1-1 定員：12 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：2,627 m<sup>2</sup>  
 保育目標：元気に遊び、よく食べ、ぐっすり眠る健康な子  
 卒園後の受け皿：吹上富士見保育所

吹上富士見保育所の北約 300m に位置しています。保護者と密に連携を図り、小規模ならではの家庭的な温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりの心と身体の成長に寄り添ったきめ細やかな保育を行っています。有料老人ホーム（風の街こうのす）にご入居されている皆様と、和やかな多世代交流や合同行事も行っていきます。たくさんの遊びの中で五感を刺激し、豊かな感性や表現力を育みます。また、小さい仲間との生活の中で、食材にこだわった手作り給食・おやつによる丈夫な体作り、お手伝いが進んでできる頼もしさや、自分も相手も大切にできる人間力を育成しています。

きずなっこ保育園（平成 28.9.1 開設）  
 設置者：SocialRing（株） 電話：048-598-3647  
 住所：鴻巣市すみれ野 15-1 定員：19 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：300m<sup>2</sup>  
 保育目標：人と人との絆を大切に誰にでも優しく出来る心を育む。  
 卒園後の受け皿：川里ひまわり保育園

北鴻巣駅前にあり、送迎用駐車場もあります。経験豊かな保育士が子どもたちを迎え、集団生活、玩具遊びや行事を通して一人一人の個性を伸ばせるよう保育を展開。自我が芽生え自己主張も出てくる時期を喜びとし、「やりたい」という気持ちを大切にしながら、コミュニケーションを育みます。遊びを通じて学び、基本的な生活習慣の習得や制作活動も行います。子ども自身が感じ、能動的に行動することを主体として気持ちに寄り添いながら日々過ごしていきます。素材や献立内容にこだわった給食やおやつで栄養面でもお子様の大切な成長期をサポートし、園全体に携わる人と人との絆を大切にしていきます。令和 2 年より専用園庭を完備。 姉妹園 きずなっこガーデンナーサリー

カインド・ナーサリー鴻巣本町園（平成 29.4.1 開設）  
 設置者：（有）カインド・マネージ 定員：19 名  
 住所：鴻巣市本町 2-2-3 電話：048-577-6993  
 施設構造：非木造 敷地面積：133 m<sup>2</sup>  
 保育目標：明るくのびのび元気な子  
 卒園後の受け皿：鴻巣保育所

鴻巣駅からほど近くとても便利な立地にありながら、少し歩いていくと静かな公園がいくつもありお散歩・公園遊びを思いきり楽しめる環境が整っています。少人数ならではのアットホームで温かい雰囲気を大切にスキンシップを多くとり、個々の成長に合わせた保育を心掛けながら発達に合わせたカリキュラムや異年齢による合同保育を行います。また、小さいながらもお友達や先生との関わりから社会性が芽生えるようお手伝いしていきます。保護者の皆様に安心してお子様をお預けいただける様コミュニケーションをとり、お子様が登園を楽しみにしてくれる保育園でありたいと思っています。

カインド・ナーサリー北鴻巣園（平成 29.1.1 開設）  
 設置者：（有）カインド・マネージ 定員：19 名  
 住所：鴻巣市赤見台 2-17-14 電話：048-501-2630  
 施設構造：非木造 敷地面積：119.49 m<sup>2</sup>  
 保育目標：明るくのびのび元気な子  
 卒園後の受け皿：鎌塚保育所

北鴻巣駅から徒歩 8 分、駐車場もありアクセス抜群です。小規模保育の特徴である、少人数のお子様のお預かりで多数の保育士によるきめ細やかな保育を行い、保護者様の子育ての支援を行います。また、この月齢、年齢特有の発達過程に合わせて、経験豊富な保育士がカリキュラムを組み、お子様の様々な気持ち、感覚、個性を受け止めながら、健やかな発育の援助をしていきます。お散歩や元気いっぱいの公園遊びで健康な身体を作ります。安全性に十分配慮しておりますので、ご安心してお子様をお預けいただけるよう取り組んでまいります。



## ～ 地域型保育紹介（小規模保育 A 型）～

<p>保育所まなびい（平成 29.4.1 開設）            設置者：（有）アシスタンス 電話：048-514-0866            住所：鴻巣市大間 532-1 定員：9 名            施設構造：木造 敷地面積：110㎡            保育目標：・明るくのびのびと素直な子ども ・心身共に健やかな子ども ・思いやりのある優しい子ども            卒園後の受け皿：馬室保育所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保育所まなびいは、小規模ならではの一人ひとりにしっかりと寄り添ったきめ細やかな保育を目指し、子どもたちの“第二の母”を合言葉に子育ての支援を行います。</p> <p>あたたかい家庭的な中で、子どもたちの個性を尊重し、未来にはばたく力強い心の成長を支援します。</p> <p>鴻巣園では静かな住宅地にある公園を利用し、川里園では園庭が併設され、園外での保育や季節の行事も充実しています。また、安心安全な手作り給食やおやつで栄養面もサポートいたします。</p> </div>	<p>ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園（平成 29.11.1 開設）            設置者：ぬくもりのおうち保育（株） 定員：12 名            住所：鴻巣市赤見台 1-12 電話：048-578-8848            施設構造：非木造 敷地面積：2350㎡            保育目標：【保育理念】子どもが「その人らしく成長できる保育」を保護者と保育者で共につくる            卒園後の受け皿：川里ひまわり保育園</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ぬくもりのおうち保育は、北鴻巣駅前に位置しているため、通勤にとっても便利です。私たちは小規模保育園の特徴を活かし、ぬくもりのある家庭的な環境の中で、「1人1人に寄り添ったぬくもり溢れる保育園」「楽しかった！明日も楽しみ！と安心して過ごせる保育園」を目指しながら、個々の成長や個性に合わせた保育の提供を行っております。</p> <p>また、保護者様の負担を軽減するため「手ぶら登園サービス」を採用しており、保育園でのオムツ・おしりふきは園でご用意いたします！！</p> </div>
<p>ことね保育園（平成 30.4.1 開設）            設置者：（株）NEXIL 電話：048-501-2471            住所：鴻巣市中央 20-28 定員：19 名            施設構造：非木造 敷地面積：462㎡            保育目標：・心豊かに生きる力を身に付ける子ども            ・夢や憧れを持つ子ども ・人を好きになる子ども            卒園後の受け皿：川里ひまわり保育園</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「ことね」の由来は「言葉の音色」からきています。0～2歳児の発達の大変な時期をお預かりするなかで、これからますます必要になる言葉やコミュニケーション能力の獲得を援助し、自分で行動できるような生きる力を身に付けていきます。一人ひとりに個性があり、発達も様々なお子さまをお預かりするにあたり、温かく家庭的な雰囲気の中、大切な時期に必要な援助を行い、発達の段階をきれいな音色でつなげていき、保育士が保護者様の大変さや、育児でお困りの事を受け止め・寄り添い・健康で安全な保育を大切に、保護者様と一緒に成長を喜び、感謝と共に成長していける保育園を目指します。</p> </div>	<p>LITTLE ANGEL（平成 31.4.1 開設）            設置者：（株）TNN コーポレーション 定員：18 名            住所：鴻巣市本町 1-1-3 エルミ鴻巣 2 号館 4 階            電話：048-544-0001            施設構造：非木造 敷地面積：183.38㎡            保育目標：・健康で明るく元気に満ちた子どもたちを育成します。            ・友達や保育者と仲良く遊び、思いやりの心を育てます。            ・何事にも自分から進んで取り組める子どもを育てます。            卒園後の受け皿：認定こども園エンゼル幼稚園</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>エルミこうのす 4F、鴻巣駅と直結し通勤にも大変便利な立地です。</p> <p>0～2歳児のお子様を愛情たっぷりに心豊かな保育をしてみたいです。また、3歳児からは認定こども園エンゼル幼稚園へと接続することを踏まえて、スムーズな移行を意識して、保育・教育を行ってまいります。</p> <p>保護者の皆様と共に、かけがえのない“今”を共有しながら、成長を見守ってまいります。</p> </div>

～ 地域型保育紹介（小規模保育 A 型）～

保育所まなびい 川里園（平成 31.4.1 開設）  
 設置者：（有）アシスタンス 定員：19 名  
 住所：鴻巣市屈巢 2976-1 電話：048-577-6226  
 施設構造：非木造 敷地面積：584㎡  
 保育目標：・明るくのびのびと素直な子ども ・心身共に健やかな子ども ・思いやりのある優しい子ども  
 卒園後の受け皿：川里ひまわり保育園

保育所まなびい川里園では、小規模ならではの一人ひとりにしっかりと寄り添ったきめ細やかな保育を目指し、子どもたちの“第二の母”を合言葉に子育ての支援を行います。

あたたかい家庭的な中で、子どもたちの個性を尊重し、未来にはばたく力強い心の成長を支援します。

川里園では園庭が併設され、鴻巣園では静かな住宅地にある公園を利用し、園外での保育や季節の行事も充実しています。

また、安心安全な手作り給食やおやつで栄養面もサポートいたします。

みらいの木保育園（令和 2.1.1 開設）  
 設置者：（学）愛和学園 電話：048-540-8800  
 住所：鴻巣市本町 5-6-14 定員：19 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：79.57㎡  
 保育目標：保育に最善を尽くす事を誇りとし、児童の心身共に健やかな育成のため設備・運営の向上に努めます。  
 卒園後の受け皿：めぐみの木こども園

安全を第一に考え、系列園の設備や環境を活用しつつ子どもたちの育ちに意義のある保育を行い、スクールバスを活用し広い園庭や遊戯室、プールなどの施設を利用できることから、単独では不可能なリズムや体育遊びなどの豊かなカリキュラムを行いながら、安全で幼児の生命を守る保育が行えます。特に 2 歳児保育では系列園と合同で運動会、表現発表会（クレア鴻巣大ホール）、音楽会、クリスマス会、観劇会、遠足など四季折々の保育を満喫できます。加えて、施設前面には砂場を設置し日々の保育でも自由に活動します。

あおぞら保育園（平成 29.4.1 開設）  
 設置者：（個）卯野 賢一 定員：12 名  
 住所：鴻巣市神明 1-3-37 電話：048-594-9022  
 施設構造：非木造 敷地面積：198㎡  
 保育目標：・心身ともに健康な子ども ・個性豊かに遊びの中で学べる子ども ・思いやりのある優しい子ども  
 卒園後の受け皿：登戸保育所

乳児期（特に 3 歳未満児まで）はスキンシップと愛情をたっぷり受けながら育っていく事が大切な時期であり、そこが情緒の安定や他者への信頼感を育む人間形成の上でもっとも重要になります。あおぞら保育園では、そんなスキンシップを大切に“心の栄養”と言われる本の読み聞かせに重点をおきながら、音楽によるリズムを取り入れて楽しく遊び、豊かで可能性あふれる人格を育てていきます。そして、『みんな ちがって みんな いい！』を信条として、ひとり一人に接しながら成長を支えていきたいと思ひます。

きずなっこガーデンナーサリー（令和 2.4.1 開設）  
 設置者：SocialRing（株） 定員：19 名  
 住所：鴻巣市北新宿 1230-2 電話：048-598-6208  
 施設構造：木造 敷地面積：600㎡  
 保育目標：・能動的に取り組み感性を豊かにする・人と人との絆を大切に誰にでも優しく出来る心を育む  
 卒園後の受け皿：吹上中央幼稚園 箕田幼稚園

専用の園庭の再拡張が済み、園生活が今後もさらに発展していきます。セキュリティもあり子どもたちの日々の保育も安心安全です。0 歳～2 歳というお子様の人格形成に重要な時期を経験豊かな保育士と共に過ごし、一人一人に細やかな対応を行っています。系列園と同様に素材や献立にこだわった給食やおやつで栄養面でもお子様の大切な成長期をサポートし、園全体に携わる人と人との絆を大切にしながら今後の北新宿地域の発展と共に当園も発展していきます。

姉妹園 きずなっこ保育園（小規模保育 A 型）

～ 地域型保育紹介（小規模保育 A 型）～

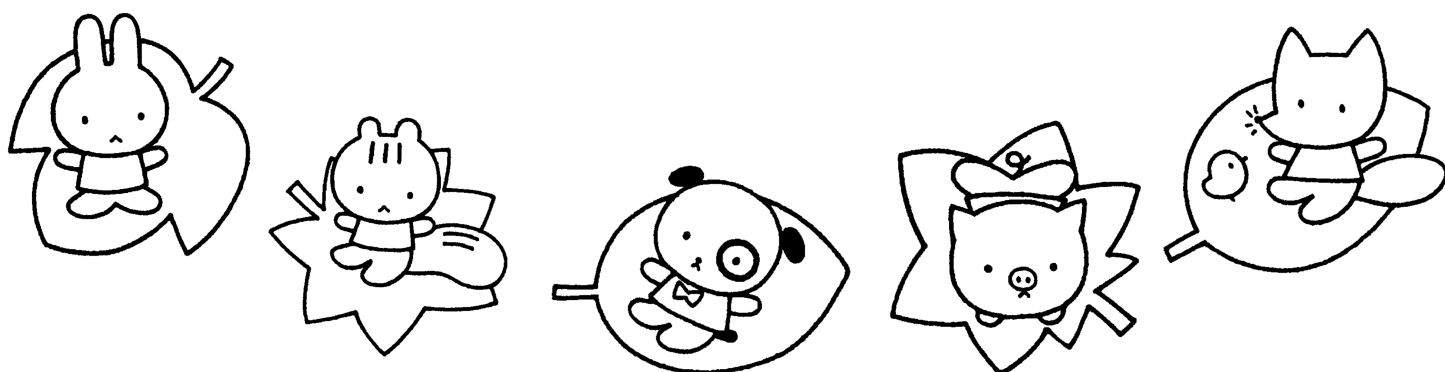
～ 地域型保育紹介（事業所内保育）～

たかいたかい保育園（平成 28.9.1 開設）  
 設置者：（一社）たかいたかい保育園  
 電話：048-541-7283  
 住所：鴻巣市原馬室 2825 定員：12 名  
 施設構造：木造 敷地面積：437 m<sup>2</sup>  
 保育目標：やわらかい子どもの気持を受けとめると、自分と人を信頼する気持ちが育ちます。安心すると意欲が育ちます。 卒園後の受け皿：川里ひまわり保育園

元気キッズ（平成 28.4.1 開設）  
 設置者：（福）元気村 電話：048-540-6699  
 住所：鴻巣市郷地 1746-1 定員：5 名  
 施設構造：非木造 敷地面積：174 m<sup>2</sup>  
 保育目標：高齢者との幼老世代間交流を通じ、マナーや優しく素直な子に育てていきます。個々の成長を見守り、意欲を育てていきます。 卒園後の受け皿：生出塚保育所

借りている社務所は古民家。境内は、春－いっぱいの桜の花、夏－木陰、秋－紅葉、冬－あたたかい陽射し。周辺は神社の森や、トンボ池や湿原。散歩は林の道、上り坂、下り坂、ぬかるみの道も歩き、虫・とり・野の草花・木の実と自然は友達。部屋では歌をうたい、ピアノでやるリズム遊びは楽しい、もっともっと、と挑戦する。生の音楽を子どもたちへと、ピアノ・ハープ・太鼓など演奏会を行います。仲間たちと一緒によく食べ、楽しいなど遊び、よく眠り－規則正しい生活リズムは毎日ですっきりと過ごせます。子ども達の心と身体の成長を助ける暮らしが園にあります。

特別養護老人ホーム内にあります小規模保育所になります。子ども達のおしゃべり、笑い声が楽しそうに聞こえてきて、ゆっくりと落ち着いた雰囲気保育所です。特徴は高齢者と関わる事が少なくなった現代に高齢者施設ならではの特色を活かし、自然に高齢者との触れ合いの機会を多く設けた幼老世代間交流です。いつもそばにいるおじいちゃん、おばあちゃんとふれあう事で、やさしい心、人のことを思いやる心を育てることが出来ます。また保護者のニーズを大切に、家庭との連携を計りながら信頼関係を育み、子供の成長を共に喜ぶ事を目指しています。



## 幼稚園・認定こども園（教育部分）について

### （１）幼稚園について

満3歳から小学校就学前のお子様が集団生活を通して教育を受ける施設です。各園では特色ある教育が行われています。お子様に教育を受けさせたい方は幼稚園をご利用ください。幼稚園は保護者が就労等の保育を必要とする理由がなくても利用できます。また、共働き世帯でも預かり保育を利用し幼稚園に通うこともできます。

保育料は無償化の対象です。保護者が就労等の保育を必要とする理由があれば、預かり保育の保育料も無償化の対象になります。

入園の申込は各幼稚園で行います。教育内容や入園の申し込み方法や時期についても各幼稚園で異なりますので、詳しくは各園にお問い合わせください。

### 【幼稚園一覧】

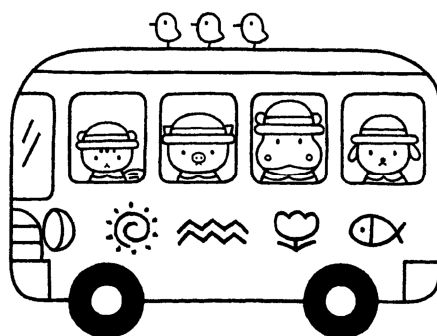
施設名	電話番号	住所	預かり保育	満3歳児入園	通園バス
鴻巣幼稚園	048-541-0575	本町6-3-4	○	○	○
鴻巣ひかり幼稚園	048-541-3506	上谷1950-1	○	○	○
吹上中央幼稚園	048-549-0792	吹上富士見1-14-25	○	○	○
箕田幼稚園	048-596-1371	箕田327-3	○	○	○

### （２）認定こども園の教育部分の利用について

認定こども園とは幼稚園と保育園、両方の良さを併せ持った施設です。教育部分については、保護者が就労等の保育を必要とする理由がなくても利用できます。（教育部分を利用する方を1号認定といいます。）教育部分を利用する方の申込は各認定こども園で行います。

保育料は無償化の対象です。保護者が就労等の保育を必要とする理由があれば、預かり保育の保育料も無償化の対象になります。

申込方法や時期についても各認定こども園で異なりますので、詳しくは各園にお問い合わせください。各園の連絡先は保育施設一覧（P25）をご覧ください。



## その他の保育事業について

保育所や幼稚園等以外にもお子さんをお預かりする事業があります。

### (1) 一時預かり事業

保護者の方が短時間で断続的な仕事をしている場合や、育児疲れの解消をしたい時などに、一時的にお子さんを預かる一時預かり事業を実施しています。

#### ◎申し込み

直接、保育所へお申し込みください。

#### ◎一時預かり実施施設 ※施設により対象年齢が異なります。

保育所・園名	住所	電話番号	対象年齢
馬室保育所	滝馬室1152-1	048-542-2697	5ヶ月～
生出塚保育所	生出塚2-7-1	048-542-8280	5ヶ月～
吹上富士見保育所	吹上富士見4-8-18	048-548-1803	8ヶ月～
川里ひまわり保育園	関新田1261-1	048-569-0002	5ヶ月～
寺谷保育園（子育て支援センター）	寺谷335-1	048-580-5841	満1歳～
保育室風の街	吹上富士見3-1-1	048-547-2941	5ヶ月～2歳児
きずなっこ保育園	すみれ野15-1	048-598-3647	1歳児～2歳児
元気キッズ	郷地1746-1	048-540-6699	11ヶ月～2歳児
たかいたかい保育園	原馬室2825	048-541-7283	3ヶ月～2歳児

※利用料金・利用時間は施設により異なります。

### (2) 2歳児預かり保育

幼稚園において、保護者の就労等により家庭で保育を受けることが困難になった2歳児のお子様をお預かりします。

実施施設	箕田幼稚園 住所 鴻巣市箕田327-3 電話 048-596-1371
対象児童	2歳の誕生日を迎え、保育の3号認定を受けた児童
保育時間	月曜日から土曜日 8時から17時
利用定員	若干名

※詳細は施設にお問い合わせください。

### (3) 病児・病後児保育事業のご案内

鴻巣市では、保護者の就労等及び病気またはケガのため、病気等にかかっている児童の集団保育等が困難な場合、かかりつけの医師の指示のもと、適切な処遇が確保される施設において、一人ひとりの体調に合わせて一時的にお預かりする、病児保育事業を実施しています。利用を希望する場合は保育課または吹上・川里支所福祉グループで利用の登録をしてください。

#### ◎病児・病後児保育実施施設

施設名	住所	電話番号	開所日・利用時間
病児保育室パンジーキッズ (ヘリオス会病院内)	広田824番地1	048-569-3111	月曜日～金曜日まで (祝日、年末年始を除く) 午前8時～午後6時まで
めぐみの木病児保育室	本町1-1-3 エルミここのす4階	048-541-1110	月曜日～金曜日まで (祝日、年末年始を除く) 午前8時～午後6時まで

※めぐみの木病児保育室は、送迎病児保育を行っています。

通っている保育園などで体調不良になった場合で、保護者が就労などやむを得ない理由によりお迎えに行くことが出来ない場合、病児保育施設の看護師又は保育士が保護者の代わりにお迎えに行き、病児保育室の協力医療機関の医師の診断を受け、保護者が迎えに来るまで、病児保育室で一時的にお預かりします。

#### ◎利用料金

日額：2,000円

※生活保護法による被生活保護世帯または前年度分市町村民税が非課税世帯に該当する場合は、無料となります

#### (4) 休日保育

日曜日や祝日に保護者の就労等の理由でお子様の保育が必要である場合に利用できません。

実施施設	① めぐみの木こども園 住所：鴻巣市原馬室4113 電話：048-501-7444 ② ふくろうの森保育園 住所：鴻巣市袋917-9 電話：048-579-5933 ③ こうのすたんぽぽ翔裕園事業所内保育所 元気キッズ 住所：鴻巣市郷地1746-1 電話：048-540-6699
対象児童	市内に住所があり、認可保育所、認定こども園、地域型保育施設に通う2・3号認定を受けている児童
利用日	日曜日及び国民の祝日（年末年始は除く）
保育時間	7時から18時までの間の保育を必要とする時間
利用定員	めぐみの木こども園 1～5歳児 8名 ふくろうの森保育園 1～2歳児 1名、3～5歳児 2名 元気キッズ 11ヶ月～2歳児 3名
利用方法	保育課で登録申請をしてください。 利用する際は施設での予約が必要です。

※めぐみの木こども園、ふくろうの森保育園は1歳児クラス以上児から利用できます。  
 ※予約方法や持ち物、食事等は施設により異なります。詳細は施設にお問い合わせください。  
 ※利用にあたり施設で児童の状況等について確認がありますので、利用前に施設へお電話ください。

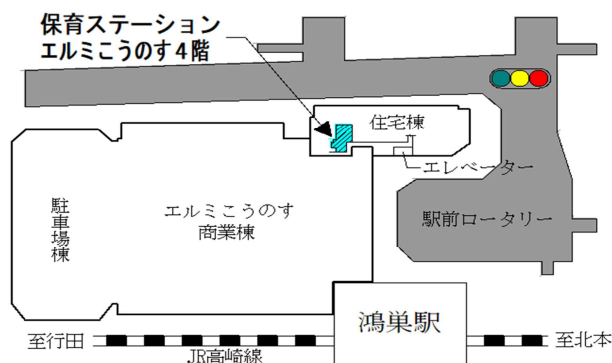
#### (5) 保育ステーション事業

鴻巣駅前の保育ステーションにて、朝、保護者からお子様をお預かりし、専用バスで指定保育所へ送迎します。日中は、在籍する指定保育所で過ごし、夕方、再び保育ステーションに戻り、保護者のお迎えまで保育を提供します。

詳しくは、鴻巣市ホームページまたは保育ステーションご利用案内にてご確認ください。

##### ◎保育ステーション事業実施場所

鴻巣市本町1-1-3 エルミこうのす4階  
 保育ステーション AND ANGEL  
 連絡先 048-544-1677



## よくあるお問い合わせ

### 入所申込

**Q1. 保育施設の入所は先着順で決定しますか？申込みをすれば必ず入所できますか？**

先着順ではありません。申込み人数が受入れ人数を超えた場合は選考となるため、入所できないこともあります。

**Q2. 空きのない保育施設も希望できますか？**

希望することは可能です。申込み時点で空きがなくても、退所や転園により空きが生じた場合は入所選考を行います。

**Q3. 保育施設の見学はできますか？**

それぞれの保育施設ごとに特色があります。  
入所後の転園は、入所申請と同様に選考により決定するため、転園できない場合もありますので、事前に見学することをお勧めします。  
見学を希望する際は、希望する施設に直接ご連絡ください。

**Q4. 対象年齢（クラス年齢）の考え方はどうなりますか？**

4月1日の時点の年齢でその年度のクラスが決まります。そのため、年度途中で誕生日を迎えてもその1年間は同じクラスに在籍となります。

**Q5. 希望月に入所できない場合、申込みは毎月行う必要がありますか？**

入所保留となった場合、申請を取り下げない限り、年度内は毎月審査を行いますので、申込みを行う必要はありません。  
なお、翌年度の4月以降も保育施設の入所を希望する場合は、新たに申込みが必要になります。申込み受付期間を確認し、忘れずに申込みをしてください。



**Q6. 求職活動で申込みをし、保留になった場合は翌月以降も引き続き選考してもらえますか？**

求職活動で申込みをされた場合は、教育・保育給付認定申請書の有効期間が3か月になります。

継続して入所選考を希望される場合は、入所希望月から数えて3か月目の5日までに、再度申請書をご提出ください。

その後も求職活動の状態が続く場合は、同様に3か月ごとの申請書の提出が必要です。

**Q7. 育児休業を取っている場合、いつから入所申込みができますか？**

年度当初の入所申込みについては、4月と5月に産育休から復職する方の申請を受付けます。

年度途中の入所申込みについては、P7の受付期間にお申込みください。

入所が決定した際は、入所した月の月末までに復職することが必要となります。

**Q8. 両親の一方が単身赴任のため別居しています。申込みにあたっては2人とも書類が必要ですか？また、保育料の算定にあたっては2人の税額が対象となりますか？**

2人分の書類が必要です。

保育料の算定にあたっては、2人分の税額が対象となります。

**Q9. 両親の一方が海外赴任をしている場合、就労証明書などの書類が必要ですか？**

海外赴任している場合も就労証明書や収入の分かる書類が必要です。

就労証明書の提出ができない場合は、海外に赴任していることが分かる書類をご提出ください。

**Q10. きょうだいで申込みをする場合、書類は人数分必要ですか？**

お子様それぞれにすべての書類が必要です。

就労証明書と利用申込に関する重要事項の同意書は、コピーして人数分ご用意ください。

**Q1 1. 転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？**

新たに就労証明書を提出してください。  
転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は、就労証明書の提出をお願いいたします。

**Q1 2. 求職中できょうだい2人以上の申込みをし、1人だけ入所が決定しました。  
入園できなかった子が入園できるまで仕事を始めなくても在園は可能ですか？**

入所の月から3か月以内に就労を決定し、変更の手続きをしない場合は退所となります。

**Q1 3. 母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、引き続き利用できますか？**

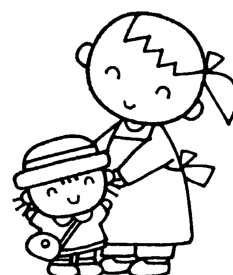
既定の期間が過ぎると保育を必要とする要件がなくなりますので、利用はできません。

**Q1 4. 育児短時間勤務を利用する場合、就労証明書はどのように記入してもらえばよいですか？**

就労証明書の勤務時間及び勤務日は、契約上の正規の時間、日数を記入してください。  
育児短時間勤務の状況（勤務時間等）は備考欄に記入してください。

**Q1 5. 転園が決定した場合、決定を辞退し、もとの施設に引き続き在籍することはできますか？**

もとの施設では転園により空きが出た分を入所選考で補充していますので、転園決定後はいかなる理由があっても、もとの施設に引き続き在籍することはできません。  
転園しない場合は退所となりますので、転園の申込みは慎重に行ってください。



**Q16. 小規模保育施設に入園した場合、3歳以降はどうなりますか？**

小規模保育施設は0～2歳児クラスまでのお子様をお預かりする施設です。そのため、3歳児クラスからは他の保育施設へ転園することになります。  
市内の小規模保育施設には卒業後の受け皿が設定されていますので、希望される場合は卒業後の受け皿へ転園となります。  
卒業後の受け皿以外の保育施設を希望する場合は、入所選考により決定いたしますので、必ず希望施設に転園できるとは限りません。

**Q17. 入所保留中に申込内容に変更がありました。届出は必要ですか？**

必要です。  
変更内容は、届出をした日以降、最初の締切後の選考から適用されます。

**入所選考**

**Q18. 入所選考上、その施設を第1希望にしている申込み者が優先されますか？**

第1希望の方が優先ではありません。  
例えば、A保育園へ申し込まれている方のうち、第3希望の方が第1希望の方よりも点数が高ければ、第3希望の方に決定します。

**Q19. 就労で申込む場合、点数を決定する上で休憩時間は就労時間に含まれますか？**

休憩時間は就労時間に含めて選考します。

**Q20. 就労証明書の勤務日数が週3～4日の場合、点数はどのように決定しますか？**

週4日以上にはあたらないと判断し、週3日以上で決定します。

**Q21. 月64時間に満たない仕事をしている場合、就労で認定されますか？**

月64時間に満たない勤務の場合は、求職活動として認定します。

**Q22. 入所保留で待機している期間が長ければ優先順位が高くなりますか？**

待機している期間で優先順位が高くなることはありません。

**Q23. 残業が多い場合、入所選考上、残業時間を考慮してもらえますか？**

入所選考上の点数は、労働契約上の勤務時間と休憩時間の合計をもとに算定しております。残業時間は、日や月によって変動が生じることがあるため、入所選考上の点数の算定対象外になります。

**保育料**

**Q24. 保育料の決定はどのように行いますか？**

保育料は保護者等の市民税額により、鴻巣市利用者負担額表に基づき決定します。未申告等により税額が確認できない場合は、最高の階層区分で決定します。その後申告をされたり、税額が変更になった時は、保育料が変更になる場合がありますので、ご連絡ください。  
また、保育料の変更は、年度を超えてさかのぼる変更はしませんので、ご注意ください。

**Q25. 公立と私立の保育施設では保育料は異なりますか？**

保育料は保護者等の税額に応じて決定するため、施設により違いが生じることはありません。  
ただし、その他の実費（延長保育料や教材費等）がかかる場合があります、その料金は施設により異なります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

**Q26. 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料は変わりますか？**

離婚や婚姻、転居等の理由により、申請時と家庭状況に変更があった場合は、すみやかに手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。  
保育料は事由の発生した日の翌月分から変更します。ただし、年度を超えてさかのぼる変更はいたしません。

様式第1号(第2条関係)

教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)

(宛先) 鴻巣市長

××年×月×日

保護者(申請者)住所	〒365-8601 鴻巣市中央1-1	異動年月日	
	前年1月1日現在の住所		行田市行田123
保護者(申請者)氏名	鴻巣 花子	ⓐ	
※ 自署の場合は印は不要です。			
①	父携帯	母携帯	×××-××××-××××
②	自宅	その他	×××-××××-××××
③	父携帯	母携帯	×××-××××-××××
	自宅	その他	×××-××××-××××

(施設(事業者)長) 児童1人につき1枚です。

同住所にお住まいの場合 同上 とご記入ください。

連絡先に○をつけ、電話番号をご記入ください。

施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を次のとおり申し込みます。

申請(入所)児童	ふりがな	こうのす いちろう	生年月日	令和4年4月2日生	性別	年齢	障害者手帳の有無
	氏名	鴻巣 一郎			男	0歳	無
	個人番号	××××××××××××××	申請児童の方の個人番号をご記入ください。				
利用を希望する施設名(事業所)	第1希望	鴻巣保育所	第2希望		第7希望		
	第3希望	馬場保育所	第4希望		第8希望		
	第5希望		第6希望		第9希望		
	第10希望						
	利用を希望する期間	令和5年 4月 1日 から 年 月 日まで					
保育の希望の有無	有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。) 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)						
認定証番号	※既に教育・保育給付認定を申請している場合はその旨ご記入ください。						

該当する項目に○をご記入ください。

入所は1日付けになります。

単身赴任等で別居している場合はその旨ご記入ください。

○申請(入所)児童の世帯の状況(住民票の世帯によらず、同居者は全員記載してください)

区分	児童との続柄	ふりがな氏名	生年月日	個人番号	職業又は学校名(学年)等	障害者手帳	就労時間(1日)	備考
申請(入所)児童の世帯員	父	鴻巣 太郎	平成2年5月3日	××××××××××××××	会社員	有・無	8時間	単身赴任
	母	鴻巣 花子	平成3年3月13日	××××××××××××××	主婦	有・無		
	兄	鴻巣 二郎	平成29年12月24日	××××××××××××××	保育園児	有・無		
	祖母	鴻巣 ハナ	昭和55年10月1日	××××××××××××××	パート	有・無	4時間	
ひとり暮らし								
離婚								
適用なし								
適用あり								

保護者及び同居の方全員についてご記入ください。

記入された世帯員の方全員の個人番号をご記入ください。

すでに支給認定を受けている児童がいる場合は認定証番号をご記入ください。

○税情報等の提供に当たっての署名欄

1 市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することがあります。

2 教育・保育給付認定申請書及び添付書類は、認定申請の資料、入所選考の資料、児童保育台帳として使用します。入所の選考、保育の運営上必要な場合、教育・保育給付認定申請書及び添付書類の内容について、希望する施設・関係機関に提供することがあります。

3 申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すことがあります。

保護者(申請者)氏名 鴻巣 太郎 ⓐ

※ 自署の場合は印は不要です。

○保育の利用を必要とする理由等(保育の希望の有無において「有」を○を付けた方は記入してください。)

続柄	必要とする理由		備考
父親の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) (株)××会社 鴻巣市 8時##分から##時##分・#日/月		
母親の状況	<input type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など) . 時 分から 時 分・ 日/月 ××年×月×日出産予定		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	月曜日から 金曜日まで	8時 分から 17時 分まで	

○祖父母の状況

祖父母の状況についてご記入ください。  
亡くなっている等でない場合は斜線をお願いします。

父方		母方	
【祖父】	住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 ____年 ____月 ____日 職業 有(_____)・無 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 疾病(入院・通院)	【祖父】	住所 ××市××111 氏名 埼玉 太郎 生年月日 昭和××年 ____月 ____日 職業 有(△△会社)・無 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 疾病(入院・通院)
【祖母】	住所 中央1-1 氏名 鴻巣 ハナ 生年月日 昭和××年 ____月 ____日 職業 有(××会社)・無 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 疾病(入院・通院)	【祖母】	住所 ××市××111 氏名 埼玉 ななこ 生年月日 昭和××年 ____月 ____日 職業 有(_____)・無 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病(入院・通院)

\*市記載欄

認定の可否	認定証番号	認定区分等
可・否(理由) _____ ) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 ( <input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否(理由) _____ ) 〔 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 〕		自 ____年 ____月 ____日 至 ____年 ____月 ____日
入所施設(事業者)名		備考
<input type="checkbox"/> 認定こども園( <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保( <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地( <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型( <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		

\*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(事業所番号: _____)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(____年 ____月 ____日契約(内定)))・無
備考	

記 入 上 の 注 意

この教育・保育給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ保育課又は各支所保育担当（施設(事業者)）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

- 1 「申請(入所)児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等)の有無について、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「電話番号」の欄については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 「利用を希望する施設(事業所)名」の欄は、希望する順位に従い施設(事業所)名を記入してください。
- 5 「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設(事業所)の利用を希望する期間を記入してください(「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください)。
- 6 「認定証番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定証番号を記入してください。
- 7 「申請(入所)児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親(同居・別居の別を「備考」に記入してください。)及び同居している親族等(住民票が別の者も含む)の全員について記入してください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定証番号」を「備考」に記入してください。  
 なお、利用料の決定のために必要な書類を併せて添付してください。  
 ※「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。  
 ※「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。(「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。)
- 8 保育を必要とする事由は、次の表に掲げるような場合です。

保育を必要とする事由	
保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。	
(1)就労等(家庭外労働)	児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
(家庭内労働)	児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合
(2)妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合
(3)疾病・障害	児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合
(4)介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合
(5)災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、その児童の保育ができない場合
(6)求職活動	児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合
(7)就学	児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合

- 9 「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、「申請(入所)児童の世帯員」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親ごとに児童を保育できない理由を9の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック(☑)し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック(☑)し、内容を〔 〕内に記入してください。  
 ※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産(予定)日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入してください。
- 10 「祖父母の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)してください。

(留意事項)

教育・保育給付認定(保育の必要性の認定)及び施設(事業者)への入所については、以下の理由により希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知ください。

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

# 記入例

## 保育施設入所児童家庭状況表

児童名	鴻巣 ひなこ	令和 4年 4月 2日生まれ
現在の保育 の状況	1 自宅で保育 : (母) ・ 父 ・ 祖父母 ・ 友人 ・ その他 ( ) 2 預けている : 祖父母等親族 ・ 保育施設等 (名称 ) ・ その他	

### 【児童の健康状態】

健康状態	(良好) ・ 病弱	出生時体重	3100 g	在胎週数	40 週
現在の身長・体重	73 cm ・ 9 kg				
身体発達状況	(ふつう) ・ ややおそい ・ おそい 首すわり 3 か月 、 始歩 0 歳 10 か月				
	状況	ゆっくり数歩あるく。音にあわせて体を動かす。大人の真似をする。 単純な言葉を理解できる(「おいで」「ポイして」など)			
現在の授乳状況	母乳 ・ ミルク ・ (混合) ・ 卒乳 ( 歳 ヶ月) 現在の哺乳ビンの使用 ( (あり) ・ なし )				
食事状況	離乳食(開始: 生後 5 ヶ月) 初期・中期・(後期) 完了 ・ 幼児食				
言語発達状況	(ふつう) ・ ややおそい ・ おそい				
	どんな言葉を話しますか?	マンマ・アーウーなどの喃語			
排せつ	ひとりで可 ・ 介助が必要 ・ (オムツ使用) (紙オムツ) 布オムツ・(紙パンツ)				
4 か月健診	未受診 ・ 問題なし ・ (指導あり) (内容: 体重増加少なく再計測となった )				
1 歳 6 か月健診	(未受診) ・ 問題なし ・ 指導あり (内容: )				
3 歳児健診	(未受診) ・ 問題なし ・ 指導あり (内容: )				
定期的な通院	なし ・ (あり) 病名: アトピー性皮膚炎 医療機関名: 吹里クリニック 医師からの指示事項: 軟膏(ステロイド)を一日に数回塗布 保育施設で必要な対応: なし・(あり) 12 時頃に軟膏(ステロイド)を患部に塗布してください。				
身障者手帳・療育手帳等の有無	(なし) ・ あり (種類 ) : 級				
既往歴 (既当するものに○を付けて下さい。)	ポリオ ・ (水ぼうそう) ・ 風しん ・ 麻しん ・ (おたふくかぜ) 便秘 ・ 肺炎 (その他) 突発性発疹				
	ひきつけ なし ・ (あり) 今まで何回・何歳から・服薬等 10ヶ月の頃、発熱した際にひきつけをおこした。				
	脱きゅう 部位等 なし ・ (あり) 腕、肩				
	アレルギー なし ・ (あり) (投薬の必要性) (なし) ・ あり ) 発症因子・除去食品等(症状) 卵(発疹)、ハウスダスト(皮膚のかぶれ)				
その他、集団生活において心配なことがありましたら、ご記入ください。 腕を脱臼したことがあり、保育園で脱臼しないか心配です。					



入所希望に関する確認

保護者名	鴻巣 太郎
児童名	鴻巣 ひなこ

○以下の項目（3、4、5は該当する場合のみ）についてご回答ください。

1	第10希望までに入れない場合	① 希望する保育施設が入れるまで待つ。
		2 第11希望以降の施設を希望する。 希望保育施設 ※希望順位・施設名をご記入ください。 ( )
		3 どこでもよい。 注) ‘どこでもよい’ と希望した場合、入所できる保育施設を鴻巣市内全域で検討いたします。「遠方であっても、どこの保育施設でも入所したい」とご希望の方のみご記入ください。
2	入所保留となった場合	① 引き続き希望施設の入所調整を依頼する。 ※入所保留期間中のみ審査対象 ※入所待ちの間の保育方法 ( <input type="checkbox"/> に✓してください。) <input type="checkbox"/> 自宅で保育 <input type="checkbox"/> 祖父母に預ける <input type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業の延長 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		2 申請を取り下げる。(保育施設入所申請取下届をご提出ください。)
3	2人以上の入所を希望する場合	① 同時入所で同じ保育施設のみ希望する。
		2 同時であれば別々の保育施設でも希望する。 ↳ <input type="checkbox"/> 希望順位よりも同一保育施設の入所を優先する。 <input type="checkbox"/> 同一の保育施設よりも希望順位の高い保育施設の入所を優先する。
		3 1人だけでも入所できれば先に入所させたい。 ただし、同時入所できる場合には ↳ <input type="checkbox"/> 希望順位よりも同一保育施設の入所を優先する。 <input type="checkbox"/> 同一の保育施設よりも希望順位の高い保育施設の入所を優先する。
		入所できなかつた児童の状況   預け先等 : 先に入所した児童と : 同所のみ希望 ・ 別所でも可
		4 その他 ※具体的に記載してください。
4	育児休業中の場合	① 育児休業の延長を希望していない。
		2 育児休業の延長を許容できる。 ※保育の必要性が低いと判断し、入所の優先度を下げさせていただきます。
5	複数の市の保育施設の入所を併願する場合	入所希望順位を記載ください。 (例 ①鴻巣市〇〇保育園、②〇〇市〇〇保育園、③鴻巣市〇〇保育園)

## 利用申込に関する重要事項の同意書

確認項目		内容
1	申請	『保育施設入所案内』を読み、内容について了解しました。
2	申請	申請書類が全てそろっていない場合は受付できないことがあります。入所案内をご確認のうえ必要書類をそろえ、余裕を持って受付期間内に提出して下さい。また、書類に不備がある場合、審査対象外となる場合がありますので、今一度ご確認ください。
3	申請	保育時間・保育内容等は施設により異なりますので、希望保育施設は事前に見学してから決めてください。
4	申請	0歳児クラスをお申し込みの方は、施設によって受入月齢が異なりますので、希望保育施設の受入月齢を必ずご確認ください。利用開始希望月初日に受入月齢を満たしている児童が対象です。受入月齢に達していない施設は審査対象外となります。
5	申請	育児休業期間を短縮して入所を希望する場合は、必ず入所月中に復職できることを会社に確認してから申請してください。期間短縮について会社に電話等で確認させていただく場合があります。確認のうえ入所月中に復職できない場合は審査対象外となる場合があります。
6	申請	2人以上同時に申込をされる場合、「入所希望に関する確認」（「保育所入所児童家庭状況表」裏面）の「2人以上の入所を希望する場合」の欄を記入してください。これは選考上、有利・不利になることはありません。ただし、選択した条件を満たさない限り、利用承諾にはなりませんのでご注意ください。なお、記入がなかった場合は、「同時入所で同じ保育施設のみを希望する」として扱います。
7	書類	提出された書類は原則返却できません。提出書類等の写しが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーしてからご提出ください。証明書の有効期限は申請日時時点で発行日から3か月以内です。
8	書類	証明日未記入の「就労証明書」は無効となります。記載事項を訂正する場合には、訂正箇所には正印（社印）を押印、もしくは訂正箇所を二重線で消し、署名してください。修正液を使用したものは無効です。また、証明内容に虚偽等の不正があった場合には教育・保育給付認定及び利用承諾を取り消すことがあります。
9	変更	申込後に家庭状況（家族構成、保育状況等）が変わった場合は、速やかに保育課に届出てください。故意に届出を怠った場合、入所決定の取り消しや退所となる場合があります。
10	変更	申請内容の変更（希望施設の変更、勤務状況の変更等）は、次月の審査から有効となります。変更がある場合は、保育課までお越しいただき、変更手続きをしてください。電話での変更はできません。
11	変更	きょうだい既に保育施設に入所している場合、新規に入所する児童と認定区分が異なるときには、新規に入所する児童の認定区分に入所している児童の認定をこちらで変更させていただきます。

12	審査	入所決定後、原則辞退はできません。入所希望施設はよくお考えになってお決めください。特別な事情により入所を辞退する場合は、早急に保育課へ連絡をし、入所日前までに保育課までお越しの上、申請取下げの手続きを行ってください。入所日を過ぎてから辞退の申出をされた場合は、申出をされた月までの利用者負担額（保育料）をご負担いただくこととなります。また、当該年度中に再度申請をした場合、保育の必要度が低いと判断し、優先順位を下げさせていただきます。
13	審査	入所の可否は毎月20日頃通知します。ただし、入所保留となった場合、次月以降は入所が決定した時のみご通知いたします。
14	審査	保育施設入所の申請（審査）の有効期限は、「入所保留通知書」に記載された「保留の有効期限」までとなります。有効期限内に入所ができなかった場合には、再度申請が必要となります。
15	育休	育児休業からの復職を理由に申込をし、入所が決まった場合には、利用開始月中に必ず復職してください。復職しましたら、速やかに就労証明書を提出してください。なお、復職できなかった場合は、保育の必要がない為退所となります。
16	求職	求職を理由に申込をされた方は、1ヶ月ごとに求職活動報告書を保育課に提出してください。3ヶ月以内に最低基準（月に64時間以上）を満たす就労を開始し、「就労証明書」を提出してください。期日までに提出のない場合や求職活動が確認できない場合は、認定の取消し及び退所となります。
17	保育料 (0～2歳児)	利用者負担額（保育料）は市民税を基に決定します。当該年度の市民税が未申告の場合や、課税証明書要提出者で未提出の場合は、税の申告・課税証明書の提出が確認できるまで、最高の階層区分で決定します。
18	保育料 (0～2歳児)	利用者負担額（保育料）は、毎月1日現在で在籍している方に、利用の有無に関わらずその月分を納めていただきます。利用者負担額（保育料）の日割り計算はしておりません。
19	保育料 (0～2歳児)	家庭状況の変更による利用者負担額（保育料）の変更は、事由の発生日の翌月から適用しますが、年度を超えての適用は行いません。税額の更正に伴う変更による保育料の変更は、当該年度内に限り遡ります。
20	副食費 (3～5歳児)	副食費の減免は、市民税に基づき決定いたします。当該年度の市民税が未申告の場合や、課税証明書要提出者で未提出の場合は、減免の対象にはなりません。申告等をされた場合は保育課までお申し出ください。減免の対象となる場合は、当該年度内に限り遡ります。
21	滞納	利用者負担額（保育料）の滞納がある方は、必ず支払いを済ませてください。滞納がある場合、入所調整の際に不利になったり、入所申込の受付ができないことがあります。特別なご事情がある場合は、保育課までご相談ください。
22	退所	退所する場合には、退所日までに必ず保育課で退所の手続きを行ってください。また、市外に転出する場合も退所となります。転出後も継続して入所を希望する場合には、保育課にご相談ください。
23	市外希望	《鴻巣市外の保育施設を希望する場合》 申込締切日、必要書類、受入の制限等を事前に希望先自治体へご確認ください。選考は希望先の自治体が行うため、鴻巣市と同じ手続きでは対象外となる場合があります。 ※申込締切日とは、希望先自治体へ書類が届く締切日です。

